

- 1 会 議 名 決算特別委員会（第2日）
- 2 開催日時 令和8年9月16日（水） 午前10時00分～午後4時59分
- 3 会 場 高浜市議場
- 4 出席者 1番 橋本 友樹、 2番 荒川 義孝、 5番 野々山 啓、
8番 岡田 公作、 9番 長谷川広昌、 10番 北川 広人、
11番 鈴木 勝彦、 12番 柴口 征寛、 13番 倉田 利奈、
14番 黒川 美克
オブザーバー
議長（3番）神谷 直子
- 5 欠席者 7番 福岡 里香
- 6 傍聴者 一般2名
- 7 説明のため出席した者 別紙のとおり
- 8 職務のため出席した者 議会事務局長 書記2名
- 9 付託案件
認定第1号 令和7年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和7年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和7年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和7年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 令和7年度高浜市水道事業会計決算認定について

認定第8号 令和7年度高浜市下水道事業会計決算認定について

(令和8年9月16日)

別 紙

7 説明のために出席した者

市長 杉浦 康憲	副市長 深谷 直弘	教育長 村越 茂樹
企画部長	野口 恒夫	
総合政策G L	原田 優	総合政策G 副主幹 山本 久美
秘書人事G L	京極 昌彦	
D X 推進G L	榊原 雅彦	
総務部長	杉浦 崇臣	
行政G L	神谷 直子	財務G L 平川 亮二
市民部長	岡島 正明	
市民窓口G L	東 文彦	
経済環境G L	都築 真哉	
税務G L	西口 尚志	
福祉部長	竹内 正夫	
地域福祉/共生推進G L	岩崎 和也	地域福祉G 主幹 角谷 権
介護障がいG L	藤 克幸	
福祉まるごと相談G L	野口 真樹	福祉まるごと相談G 副主幹 山本 静江
健康推進G L	中川 幸紀	健康推進G 副主幹 東 智美
こども未来部長	鈴木 明美	
こども育成G L	板倉 宏幸	
文化スポーツG L	久世 直子	文化スポーツG 副主幹 日吉 康浩
都市政策部長	磯村 順司	
土木G L	村松 靖宣	都市計画G L 島口 靖
防災防犯G L	亀井 勝彦	上下水道G L 神谷 英司
学校経営G L	清水 健	学校経営G 主幹 岩間 基訓
会計管理者	山下 浩二	
監査委員事務局長	東條 光穂	

10 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により、傍聴を許可いたしましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は多数であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

ただいまより、一般会計、特別会計及び企業会計についての質疑を行います。

なお、質疑に当たりまして、一般会計は初めに全体にわたる質疑を行い、その後、歳入、歳出ともに款ごとに行ってまいります。

特別会計及び企業会計につきましては議案ごとに、特別会計に当たっては歳入歳出一括にて、企業会計に当たっては収入支出一括にて質疑を行います。

なお、委員会の円滑なる運営のため、質疑については 3 から 4 問程度にまとめて行っていただくとともに、数字のみの確認及び調書に記載されている事項、もしくは調書に絡めて確認できる事項、例えば契約者名や事業者名、契約形態などの軽微な内容の確認、要望及び他の委員との重複は避け、発言は議案の範囲を超えないよう、簡潔明瞭をお願いいたします。

また、当局におかれましても、簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

質疑に当たっては、主要施策成果説明書、または決算書等のページ数及び款、項、目、節等を示し、御発言いただきますようお願いいたします。なお、発言時のマイク操作につきましては、事務局でスイッチの切り替えを行います。

質疑漏れにつきましては、一般会計の質疑終了後と、特別会計及び企業会計の質疑終了後に許可することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

「委員長、13 番。」と発声するものあり。

意 (13) 今の委員長の発言で、契約形態とか契約相手とか、そういうものを聞くなという話だと思うんですけど、それがここの決算で聞けないっていうのはあり得ないと思うんですよね。

調書においては、昨日、午後１時から５時までですか。とてもじゃないけどそれ全部チェックできないですね。大体ほかのどこだと１か月間自由に見てくださいとかあるんですけど、はっきり言ってそう見ることはできませんし、それから契約形態については調書では確認できないので、ここで聞かないと分からないことですし、私それがなぜ聞けないのかまず分からないのが１点目と、それから財産につきましては非常にこれ高浜市のいわゆるこれ宝というか、すごく重要ですね、お金にかかってくるもので、財政にすごく深く関わってくるものですので、決算書の行政財産、普通財産についてはどこでお聞きすればよろしいでしょうか。２点、お願いいたします。

委員長 まず１点目につきまして、昨日、審査と閲覧という形で、閲覧につきましては、この委員会終了後まで確認のほうはできます。よりまして、審査につきましては、昨日１３時から１９時まで許可のほういたしております。

では、契約の事業者名につきまして、調書の中身を確認いただければ構いませんし、例えば契約形態とさっきおっしゃいましたが、審査という形で職員のほう、こちらに来ていただいて説明を求めることもできますので、そのあたりしっかりと確認をしていただければと思います。

それから、２点目の財産につきまして、予算に絡めたところでお聞きになられたらいいかと思います。

意（１３） だから、どこでお聞きすればよろしいですか。それが分からないので今聞いているんですけど。

委員長 今答弁いたしましたとおり、行政財産に関連する予算のところでお聞きください。決算審査になりますので。よろしいですか。

「１３番。」と発声するものあり。

委員長 最後まで話を聞いてください。私まで話をしております。

ですので、関連する予算のところでは行政財産聞いてください。決算の審査になりますのでよろしく申し上げます。

「委員長、１３番。」と発声するものあり。

委員長 まだ話をしています。決算のところ聞いてください。

意(13) 行政財産もどこが部署で当たってるかっていうのが確定できないものもございますし、特に普通財産全く分かりませんので、どうしたらよろしいでしょうか。

委員長 逆に倉田委員にお聞きします。

ここの決算にない事項の行政財産をお聞きしたいということでよろしいですか。

意(13) 決算書に載ってるものについてお聞きしたいんですけど。

委員長 関連する予算の項目で聞いてください。

意(13) ですから、普通財産はどこで聞いたらいいですか。

行政財産についても分からないところがあるので、どこで聞いたらいいですか。お願いします。

それか、総括で最初に聞いてもよろしいでしょうか。

委員長 今の質問ですけど、御理解いただけないものですから、分かる範囲で最初の総括のところで聞いていただいて、ただ、議案の範疇を超えた決算の範疇を超えたところは切らせていただきます。

関連する予算項目で聞いてください。それ以上でもそれ以下でもありません。

ほかに。

意見なし

委員長 それでは進めます。

再度、もう一度説明させていただきます。

今の件ですね、質疑漏れにつきましては、一般会計の終了後と特別会計及び企業会計の終了後に許可することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

「委員長、13番。」と発声するものあり。

委員長 先ほど確認しましたよね。

まだ異議ございますか。

意(13) 今、委員長のお話でいくと、いわゆるここで調書で確認できないことについては、担当に直接確認せよということだと思ふんですよね。

そうやってきた場合は、ここの委員会の議事録に残らないものについても討論とかで全部お話ししてもよろしいということですね、そうなる。それでいいんでしょうか。私ちょっとそれすごく違和感あるんですけど。それでいいってことですね。

委員長 倉田委員に申し上げます。

今、議事録に残すことが目的で質問されるというのはちょっと少し違うかと思います。

もう一点、先ほども言いましたように、何のために昨日 13 時から 19 時まで、しかも時間延長して当局の担当者、19 時まで拘束してます。お聞きする機会を設けているかっていうと、調書にないことを確認していただく、そこに調書から確認していただくための時間をつくっております。その辺御理解ください。16 時から 19 時まで職員を拘束しているということを御理解ください。

意 (13) 誤解のないように申し上げますけど、19 時まで拘束はしておりませんので。あくまでも職員は 17 時まででいいですかって事務局に言われて、17 時までしか私は質問をする時間いいですよということで、いていただきますので、ちょっとそこは誤解のないようにお願いしたいのと、はっきり言ってそんな時間で見れませんからね、調書。全部確認できません。

なので、やはり確認できないことはここで聞くべきだと思いますし、会議録に残す残さないではなくて、ここで確実に当局から御答弁いただいたこと以外のことを、それからここに載っていないこと、いただいた資料に全て載っていないことについて討論でも発言してもいいということですね。その確認です。

委員長 基本的に決算審査という趣旨をしっかりと御理解ください。

それと、決算の資料というのはいつ配られたか多分御承知おきのことだと思います。

この間、当局に行って確認することもできましたし、昨日の審査する時間、13 時から 19 時だけの時間だけではありません。事前に議員として御努力いただく、分断の努力いただく期間もあったと思いますので、その辺、御理解ください。

意 (13) だからそういうことを聞いているわけではなくて、個別に、ここでは審査できなくて、そうじゃない、ここでは審査を許可しないものについては個別に聞いて、それを個別に聞いたことについても、正式な答弁でないにしろ、それを正式なものでなくても、私が最終日の討論とかで、それを使ってどんどん討論してもそれは問題ないということですよ。委員長、今の話でいくと。その確認です。

委員長 全くと言っていいほどよく分からない発言ですけど、基本的に決算審査ということ、再度言いますが、御理解ください。

載ってないことについては、質疑は御遠慮いただきたいと思います。

では、担当課で確認したというか、担当課、担当部局は責任持ってお答えしていると思います。それはどう活用していただいても構わないと思います。

それでは議事のほう進めます。時間ございますので進めます。

意（13）最後に申し上げたいんですけど、はっきり言ってこれ委員会ですよ。決算特別委員会です。しっかりこれは市民の方にも、後々分かるようにすべきなんですよ。

そうであれば、それが討論に使われなくても、やはり私たちは正式な答弁をいただきたいです。ですから、その先ほど言ったことを聞くなということが、私はほかの議会であるんですか、これ。私、絶対ないと思いますよ、そんなことは。私信じられません、それを言うてはいけないということが。じゃあ、私これ本当に、担当に聞けばいい、担当に聞けばいい、だったら委員会要らないですよ。意味ないですよ。

委員長 では、逆に…

「問題ですよ、それは。やはり聞くべきことは聞きましょう、きちんと。きちんとやりましょう。」と発声するものあり。

委員長 じゃあ、今までで聞きますけど、倉田議員の質問は、数字の質問とか例えば何々等、等って何ですかと、そういう質問ありますよね。この場で聞くべきことだと思いますか、皆さん。

ですので、軽微な、先ほど申し上げましたように、軽微なこと、それから、調書で確認できることはこの場で確認を、申し訳ないですけど、倉田議員だけの時間じゃありません。皆さんしっかりと調べ上げて質疑したいことたくさんあります。細かいこと、極論言ったら、1個1個全部なめて聞かれますか、知りたいというのであれば。そんな時間ないですよ。逆に聞きたいです。この3日間に審議しなきゃいけないです。分かってますか。審議しなければいけない。

そういった部分を御理解いただいて、重要なところ、それぞれ個人で感じてるところはあるかと思いますが、それぞれポイントとなるべきこと、しっかりと聞くべきこと、この場で聞くべきことを判断して、議員の判断としてお聞きください。

意（13）何が細かいかどうかというのはその人の主観になると思いますし、そこが重要かどうかということもございます。

やはり私たちは市民の代表として来ておりますので、私たちが議員が分からないことはこの場

で聞くべきだと思いますし、3日間で終わらせなければならない。それもそんなことはどこにも書いてませんよね。一応予定です、これは。

ですので、5時でも終わらなければ何時でもやってるところもしっかりあります。きちんと議論してます。質問してます。

なぜ、この決算委員会を開催して質問してるのかっていうことについて、いま一度、議員の皆様についても考えていただきたいと思いますよ、委員長も含め。なぜやるんですか。それはやはり我々が議員としての使命、監視と牽制を行う、そして次の予算につなげるためにしっかりそこは聞くべきだと思いますので、聞かせていただきます。

意（9） 暫時休憩。

委員長 休憩動議出ましたので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

委員長 再開いたします。

そうしましたら、調書を公開してるわけです。皆さん調書で確認してください、審査してください。契約相手をこの場で聞くのか。1事業、1事業全部確認してかれますか。

不規則発言あり

委員長 発言を許可してませんよ、倉田委員。

今、休憩の際に、議事早く進行せよという申し出がありました。

不規則発言あり

委員長 倉田議員、不規則発言ですよ。

よろしいですか。許可してません、発言のほう。

では、始めさせていただきます。

それでは、休憩前に引き続き会議のほうを再開いたします。

それでは、質疑漏れについては、一般会計の質疑終了後と特別会計及び企業会計の終了後に許可することにいたしたいと思います。

また、休憩等に当局の説明員が席を移動する場合がありますので、御了承ください。

《議 題》

認定第 1 号 令和 7 年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

委員長 まず、一般会計全体に関する質疑を許します。

問 (11) 昨年から令和 7 年度、本当に職員の皆さん方が財政に対して、そして取組に対して、一生懸命取り組んでいるところを間近に見て、本当に御苦労様ですという感謝の気持ちがいっぱいあります。

そこで、令和 7 年度の決算を振り返ってみまして、財政当局としてどのように評価しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

答(総務部) まず、歳入面では、市税収入が対前年度比約 5 億 2,800 万円の減少となりました。個人市民税、固定資産税等は過去最高額の決算となりましたが、法人市民税が対前年度比約 8 億 8,500 万円の減少となったことが要因でございます。

歳入全体においては、繰越金の増加、これは対前年度差約 3 億 7,800 万円や、減収補てん債の借入れによる地方債の増加、これは対前年度差約 3 億 5,600 万円によりまして、過去 2 番目となる総額約 218 億円となりました。

歳出では、物件費が対前年度比約 5 億 1,000 万円の増加、扶助費が対前年度比約 1 億 8,000 万円の増加となるなど、歳入同様、過去 2 番目となる 212 億円となりました。

また、財政の硬直化を表す経常収支比率は 93.3%、対前年度比で 2.0%上昇いたしました。

経営状況を表す大切な基準であります実質単年度収支については、7,400 万円の赤字となりました。

また、基金については 7 年度末で、財政調整基金は約 17 億 2,066 万円、対前年度末からプラス 4,510 万円の増加となり、公共施設等整備基金は約 9,772 万円、対前年度末マイナス 562 万円と減少しました。

これらの結果からも、令和 7 年度は法人市民税の減少により、借入れを実施した減収補てん債により数値上は維持できたものもありますが、減収補てん債はあくまでも地方債の借入れのため、

地方債残高は増加していることから、厳しい財政運営となったと考えております。

しかしながら、厳しい財政運営においても、吉浜小学校及び港小学校の長寿命化改良工事や、中学校屋内運動場空調設備等整備に向けた設計、物価高騰の影響を強く受けている子育て世帯への経済的支援の実施など、重点政策には必要な財源を確保し、実行できたと考えております。

問（11） 先ほど言いましたように、職員の皆さん方が英知を絞りながら、この令和7年度の予算を執行されて今日に至ったかなと、そんな状況を私は皆さん方に感謝したいと思います。

そこで、令和7年度健全化判断比率及び公益企業資金不足比率、意見書が監査委員から出されたと思いますけれども、これをどのように捉えてみえるのか、お聞かせ願いたいと思います。

答（総務部） まず、財政の健全化を判断する財政健全化比率については、4つの指標の全てが法律で定められた早期健全化基準を下回りました。

また、公営企業資金不足比率については、水道事業会計及び下水道事業会計ともに、健全化基準を下回りました。

よって、健全な財政運営ができたものと評価しております。

ただ、健全化判断比率のうち、将来負担比率は36.7%で、対前年度比0.4ポイントのマイナスとなりましたが、実質公債費比率は4.4%で、対前年度比0.3ポイントのプラスとなったことから、今後、より注視していく必要があるというふうに考えております。

問（13） まず、昨年度、特に力を入れてきた、実施してきたこと、それからこの浮かび上がってきた課題についてお聞かせいただきたいと思います。

答（財務） 令和7年度、特に力を入れてきたことの一つとしましては、経常経費と臨時経費の分析に力を入れたことが挙げられます。

その結果、数字として経常経費の大幅な乖離があるというところが課題であると認識したところであります。

問（13） 次に、令和7年度、歳入を増やす努力についてどんなことに取り組んだのかということと、また、その取組について、実際、これ幾ら収入が増えたのか、歳入が増えたのか、教えてください。

答（財務） 令和7年度の歳入を増やす努力についてですが、一つとして、各グループに対して財務グループから国庫補助金の一覧を作成し共有をさせていただきましたけど、補助対象事業が合致しないなど、国庫補助メニューの新たな活用には至らなかったのかなと思っております。

歳入の取組については行財政改革でも一つのテーマとしてなっておりますので、引き続き、取

り組む必要のある課題ではございます。

問（13） 今、総務部長から答弁があったように、今回、令和7年度実質単年度収支、これマイナス7,474万2,000円となってるんですね。

先ほどから言われたように、令和7年度、減収補てん債、いわゆる税収が下がった分について借金をしたっていうのがこれが7億4,500万円で、それを考えると、結局、これ借りた上でもこれマイナスとなってるっていうことになると思うと、これ結局最終的に8億円以上の赤字であったと言えるんですけど、そこの部分についてはどのような認識なのか、確認したいと思います。

答（財務） 実質単年度収支がマイナス7,000万で、単純計算で減収補てん債全体で7億4,500万借りておりますので、足した金額にすると8億円を超えるということでございます。

問（13） 次に、経常収支比率についてお聞かせいただきたいんですけど、これ令和7年度経常収支比率、決算カードでいくとこれ93.3%となっていますので、これについて予算時の経常収支比率、これ以前お答えいただきましたけど、再度お答えいただきたいのと、あと減収補てん債を借りなかった場合の7年度の経常収支比率について教えてください。

答（財務） まず、令和7年度の予算時の経常収支比率について、手持ちございませんが、おそらく100%は超えてたのではないかと思います。

続きまして、減収補てん債を借りた場合の経常収支比率ですけども、まず減収補てん債の特例分を除いた場合については99.7%となります。

問（13） ちょっと最後、聞き取れなかった99.7でよかったんですね。

9月補正でこれ計上された、この間ちょっと総括でもあったんですけど、これ1億円を超える子どものための教育・保育給付費交付金。これ当該年度に入っていたら何款のどこの補助金の額が幾らになっていたのか。できればこれ主要成果のページとどの部分に入るのかについて教えていただきたいっていうのと、あとこの金額の影響っていうのが、これもし1億以上入ってたらずいぶん違うと思うんですけど、それについてどのように考えるか。もし数字をお持ちであれば教えてください。

答（こども育成） もし入っていた場合、どこに充当されるかっていう御質問だと思います。

こちら、保育園、小規模保育、家庭的保育等、いわゆる保育園の公定価格の歳入になりますので、その3事業に該当すると思われます。

歳入ですと、まず、今回が14款の国庫支出金の14款1項1目2節、児童福祉費負担金の子供のための教育・保育給付費負担金。こちらが国のものとなりまして、県につきましては15款の

1 項 1 目 2 節、児童福祉費負担金の施設型教育・保育給付費等負担金に歳入されるものとなります。

問（13） 国のってそれ合ってますかね。これでいくとプラスなんですよね、これ。児童福祉費負担金が増減でいくとプラスになってるので、これちょっと後でまた確認してください。

ちょっと金額大きいもんですから、これどのように考えてますか。総務部長どうですか、これ。どうなってる。

答（総務部） 今回、9月補正で計上している金額は1億を超えてましたので、それがもし7年度に入っているとすれば、実質単年度収支はプラスになっていたというふうに認識をしております。

答（こども育成） 国のほうの 14 款の 1 項 1 目 2 節の子どものための教育・保育給付費負担金でございますが、こちら決算額が令和6年度と比較しましても6,000万円ほど減少しておりますで、こちら1億円が入らないことによって昨年度に対しても少ない歳入になってるという形になります。

問（13） ちょっとそれにしても何か金額が合わないなと思ってるんですけど、ちょっとそこについて私もまた後で精査したいと思うんですけど、これ監査の意見書については、この件について掲載されてるんですけど、監査は、これいつ知ったのかということと、これ決算意見書に載らなかった理由についても併せてお聞かせください。

答（監査委員事務局） 9月補正で計上されている件につきましては、決算審査が8月の頭にやっておりますので、その時点では監査のほうでは把握しておりませんでしたので、意見書のほうに掲載しておりません。

問（13） なので、いつ知ったのかっていうことで、今のは決算審査の意見書に載らなかった理由かと思うんですけど、いつ知られたのかなっていうところについて教えてください。

答（監査委員事務局） 9月補正の議案上程時に知りました。

問（13） 9月補正というのは、この8年度のこの9月補正になりますよね。そうすると、それまで知らなかった、ちょっと認識されていなかったということになるんですけど。

次の質問にまいります。

愛知県の自治体の中でいわゆる名古屋市以外の37市、いわゆる町とか村を除いた自治体、そして名古屋市を除いた自治体でお伺いしていくんですけど、この高浜市の財政力指数というのは、この37市の中で上から何番目に当たるのか、まず教えてください。

答（財務） 37 市の財政力指数について、高浜市は財政力指数を 3 か年平均で示す場合と単年度で示す場合がございますが、3 か年平均でいきますと、高い順で 11 位で、7 年度、単年度の財政力指数でいきますと、高い順で 10 位ということになります。

問（13） 同じく、今申し上げた 37 市の中で、目的基金を含む積立基金現在高は、これ人口 1 人当たりに換算すると、高浜市は何番目に当たるか、教えてください。

答（財務） 人口 1 人当たりで換算した数字につきましては、37 市中 36 位になります。

問（13） 次、人件費についてお聞きしていきたいんですけど、これ歳出総額に対する人件費の割合、それから市税総額に対する人件費の割合、職員 1 人当たりの人口数について、高浜市は 37 市の中で何番目になるのか、教えてください。

答（秘書人事） 市民 1 人当たりの職員数については、37 市中 37 位になります。

答（財務） まず、一つ目の歳出総額に対する人件費の割合が 11.4%、市税総額に対する人件費の割合だったかと思いますが、25.6%で、いずれも 37 市で一番低い率となっております。

問（13） これ高浜市の監査委員における決算審査意見書、先ほど申し上げたこの決算意見書には、時間外勤務が減らないことや職員が充足していないことにより、休暇が取りにくい状況など昨年度も感じたが、職員が働きやすい環境への改善は今年度も改善されていないとあるんですけど、これについて高浜市の見解についてお聞かせください。

委員長 ただいま歳出に関する部分ですけど、全体の関わるところで。

全体で関わるところだけ答弁いただければ結構です。細かい部分については歳出で聞いてください。

答（秘書人事） 令和 7 年度の時間外勤務数と年休につきまして、実は過去 10 年の中で令和 7 年度が今までで一番時間外勤務数が少なく、100 時間を切っております。

年休取得数につきましても、今 14 日を超えておりまして、市としては特定事業主行動計画で定めている目標を達成しております。

なので、そういった部分では、年々、時間外にしても年休しても取得しやすい、減らしていくような体制が整っている。それについては人事ヒアリング等で職員の状況を確認した上で、人材の配置を検討したりとか、そういった対応をしております。

問（13） 今の人事のお答えでいくと、目標達成してるから問題ないっていう発言なんですけど、監査委員の意見書は全く逆のように思えるんですけど、監査委員のほうはどういったことについてこのような意見が出てるんですかね。これ全く逆だと思うんですけど、いかがですか。

答（監査委員事務局） 決算審査を行う中で、各グループからそれぞれ聞き取りを行っておりますので、市全体としては目標値はクリアしておりますが、部署だったりとか、その偏りが大きいものですから、全グループが全部達成してるかっていうとそうではないということで、監査のほうとしては意見書に記載させていただきました。

問（13） これ職員が、先ほどでも言われると、人件費の割合、それから市税の総額に対する人件費の割合、それから職員1人当たりの人口数、これ全部37市中37位なんですよ。

私もこれは同じ意見なんですけど、職員が少ないことをよく御存知の市民の方がいらっしゃるんですけど、何人も。そういう方々からは災害時への対応について非常に心配されてるんですけど、特に南海トラフなど大規模な地震が発生した場合、関東から九州まで広範囲に被害が及ぶ可能性もありますので、近隣自治体からの支援はすぐに受けれないということを考えますと、この今の職員数についてどのようなお考えですか。できれば市長からお答えいただけるとうれしいんですけど、いかがですか。

答（副市長） これは一般質問でも倉田議員の御自身の一般質問の中で私お答えをしたと思うんですけど、職員が人口と同じだけおれば災害に十分やれるんですかね。そういう話をしてみえて、我々は日常的にもきちんと少数精鋭でやっていく。そして最大の税をいただいて効果を考えながらやっていく。災害時のことも官民一体となって一生懸命やっていくという話を思っております。

問（13） では、これは資料1の決算カードについてお伺いしたいんですけど、これ土地開発公社の損失保証額、15億円となっているんですけど、この説明と評価について教えてください。

委員長 答弁できますか。

「委員長、13番。」

委員長 今、答弁求めています。

「後でも結構ですよ。」と発声するものあり。

委員長 では、後ほどということでよろしくお願いします。

では、倉田委員、質問を変えてください。

問（13） これ先ほどから言ってる監査委員の決算意見書によると、この土地開発基金により売

却処分用地、一筆、面積 757.86 平米、金額 803 万 3,316 円について、場所とか、売却を行った理由とか全く何も分からないので教えていただきたいと思います。

委員長 倉田議員にお聞きします。

どこのどの部分を今質問してますか、調書の。今、一般会計の質疑やってますけど。

倉田委員、資料を示してください。決算書のどこに当たりますか。

問（13） 決算書ではなくて監査委員の意見書で言ってます。

それが分からないので聞いてます。全くこれについては資料がないと思われます。もし資料があるのであれば、どこどこに書いてありますって教えていただければいいんですけど、私が見る限り分からないので教えてください。後でも結構ですよ。

委員長 書いてないから確認したいっていう趣旨の質問ですか、今。

問（13） だから監査委員の意見書には出てるんだけど、それが何か分からないし、もしどこかにそれが示されているのかも分からないので教えていただきたいですし、私が見る限りは、意見書には載ってるけど分からないので、場所と売却を行った理由を教えてくださいっていうふうにお聞きしております。

委員長 答弁できないですね。

では、後ほどということをお願いします。

問（13） では、決算書のほうにちょっと移りたいんですけど、決算書の 320 ページの普通財産についてお伺いしたいんですけど、普通財産の 320 ページの稗田町四丁目地内のマイナス 1,232 平米、それから二池町四丁目の 35 平米、それから稗田町はこれマイナスってことで多分売ったものだと思うんですよね。これは売ったことについての理由、幾らで売ったのか、その金額の根拠。

それから二池町の 35 平米については、多分、獲得したものだと思うんですね、平米数が増えているので。これについても同じく理由と目的、それから幾らで買ってるのか。

それから、同じくその下の芳川町一丁目、これについてはマイナスになっておりますので多分売却をされたと思いますので、同じように、目的、理由、幾らなのかについてお伺いしたいと思います。

この 3 点について、分からなければ後でも結構ですので教えてください。

答（こども未来部） 今、普通財産の関係で御質問いただいた 3 点目の 324 ページ、芳川町一丁目のマイナス 2,718 ですけれども、ここは高浜芳川緑地多目的広場の駐車場用地でございますけ

れども、本来であれば行政財産に位置づけるべきところを、その転換事務のほうを失念しておりましたのでマイナスになっておりますが、314 ページ、行政財産のページのところに同じ数量が決算年度中増減高というプラスになっておりますので、転換の失念ということで御理解いただければと思います。

答（財務） 稗田町四丁目地内の 1,200 平米の件につきましては、財務グループの普通財産から土木グループに移管したものでございます。

二池町四丁目地内については、過年度の報告漏れがあったことによる修正をさせていただきました。

答（土木） 稗田町四丁目の 1,232 平米につきましては、堤防の裏の土地になりますので、道路の管理の一部という形で、道路区域という形で土地の管理しておりますので、財産報告書はその道路面積が入らないものですからマイナスという形になっております。

問（13） そうなると、いわゆる道路台帳の面積が増えていってここがマイナスになったっていう理解でよろしいのかなっていうところの確認と、あと、芳川町のところなんですけど、さっき臨海緑地のほうはこちら増えてないですね。なのでちょっとそのあたりの整合性がよく分からないんですけど、私、芳川町一丁目のマイナス 13 平米のところをお聞きしてたんですけど、芳川町一丁目のマイナス 13 です。これ後でも結構ですので、確実に御答弁いただければと思うのでお願いいたします。

問（9） 私、過去の決算審査に厳しい指摘とかもさせていただくこともあるんですけども、この令和 7 年度の決算は数値を見たところ、厳しいって言ってたことを考えると、とても数値的にはいいのかなっていうふうに感じてます。

基金で言えば、4,500 万増えて、決算時では 17 億、経常収支比率が 93.3 パーということなので、ほかの数字もいろいろ見たんですけども、最終的な着地点としては、ものすごく厳しい割にはすごくよかったなっていうのが感想です。

今、その経常収支比率の固定費をそこを分解していくために行政改革をやっていると思うんですけども、この令和 7 年度のときに、その固定費を分解するというか、そこら辺でもう少し改善できた点とか、ここはこうできたなとか、そういう点があれば教えてもらいたいんですけど。

答（総務部） 分解できたのは、この令和 8 年度の当初予算のところで、経常一般財源と臨時のほうを分けられましたので、7 年度の決算の中ではちょっとそこはまだ把握できておりませんので、お答えできないかなというふうに思ってます。

問（13） 今、長谷川議員がすごくよかったっていうふうに評価されていて、先ほど御答弁にあった経常収支比率 93.3%、予算時は 100 パー超えてたんですね。

大体 100 パー超えるというのはあり得ない話だし、結局減収補てん債借りなかったときに 99.7%で、これ借りなかったら結局 8 億円の赤字。未来の子供たちに借金を増やしてるんですけど、私はそれをいいとは思ってないんですけど、総務部長どうなんですか、この評価は。今、長谷川議員がおっしゃったように、厳しい中でもよかったという評価なんですか。どうなんですか。

答（総務部） 確かに法人市民税が減収になりました。一方では、歳出のほうではやっぱり物価高騰等でかなり物件費や人件費等も上がってきてる中、また扶助費もやはり右肩上がりで上がってる中で、確かに長谷川議員が言われたように、あくまでも減収補てん債を借りた、これ制度的にやはり収支が減した場合には、制度として認められてるものどもんですから、そういったことを考えれば、そういった物価上昇等、非常に歳出が厳しい中でも 7 年度の決算としては比較的良好であったというふうには捉えております。

ただ、やはり今後もやっぱり物価上昇等、続いてまいりますので、そういったことを見据えれば、やはり今後のことも考えれば、やはりもうちょっとそういった経常収支のところをもう少しやっぱり詰めていく必要があるんだろうというふうに考えております。

問（9） いろんな見方があって、今、経常収支比率が 100 パー超えると、あれっていう話あったんですけど、100 パー超えるということはそれだけ社会保障費が充実しているっていう捉え方もあって、表があれば裏があって、いろんな捉え方があると思うんですよ。

碧南市も 100 パー超えているということで、100 パー超えると非常に危険度は上がるんですけども、100 パーやってるから駄目っていうことじゃないので、この中で高浜市は 93.3 ということで全国平均ぐらいなのかな、92 ぐらいが全国平均ぐらいなのかなと思うんですけど、厳しい中で交付税もらえない中でやっているの、経営的、単年度で見ると、とても今回の数字はいいのかなっていうふうに思っています。

さっき総務部長が言った、その経常収支比率を分解していくために行政改革を今やっているということで、私もそれはそこをやっていかないとその基金がもう少したまらないしっていう話になってくるので、そのあたりを今頑張って行財政改革をやっているもんですから、なかなか今こういうふうにとというのは聞けないんですけども、その令和 7 年度の決算について、先ほど総務部長がまあまあよかったんじゃないか。私も単年度で捉えれば、そこはいいふうに思ってるんですけど、そこら辺を踏まえてもう少しこれはできたなという反省点はあるのかなのか、教えて

ください。

答（総務部） 反省点といったときに、やはりそう考えたときに、やっぱり当初予算のときにやはりその辺の法人市民税の減収がもう少し見込めたら、もう少し歳出のほうの抑制が図れたのかなっていうところが若干そこは後になって、そういうふうに思っているところでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、一般会計全体に関する質疑を打ち切ります。

《歳 入》

委員長 歳入の1款から款ごとに質疑を行います。

1 款 市税

委員長 質疑を許します。

問（13） まず、個人市民税のほうとして、ふるさと応援寄附金としていわゆる本来市に入るべきけど、他自治体へふるさと応援で寄附をしたっていう金額、それから人数…

委員長 倉田議員、資料を示してください。

何ページのどこに書いてありますか。

問（13） 23 ページの市税の市民税です。個人市民税です。

書いてないから聞いています。

委員長 もう一度、質疑のほうをお願いします。

問（13） 市税のところ、ページは23 ページです。

市民税の個人市民税について、今、お伺いしました。

ふるさと応援寄附金として、他の自治体へいわゆる寄附をされた金額、それから人数を教えてください。

答（総合政策） 他市に寄附をされた方という人数と金額というところになります。

こちらで総務省の調べで調べさせていただいたところ、金額が1億7,564万9,489円になります。件数は4,244件でございます。

問（13） 同ページの個人市民税と法人市民税、これ合わせてお聞きするんですけど、これについては決算書を見ればいわゆる未済額については載ってるんですけど、ごめんなさい、決算額は載っていて、それから滞納に関することについては滞納額については載ってるんですけど、決算書に。滞納者数っていうのが載ってないっていうところで、どれぐらいの人数の方がおられるのかっていうことと、あと前年度比との増減についても教えていただきたいと思います。

それから、この滞納整理についてはどのように実施され、滞納者に対して市民のサービスが受けられないなどの影響はあるのかなのか。それから、時効についても併せてお聞かせください。

答（税務） まず、滞納者数についてお答えいたします。

これは直近で昨日現在になりますけれども、市税の滞納者数としては1,508名でございます。なお、前年度以前のものについては、今、持ち合わせてございません。

続いて、滞納整理の方法ですけれども、まず納期限から20日経過した後に、まず督促状を発布いたします。そこからまた一定期間納付のない方につきましては、適宜、催告書のほうをお送りいたします。催告書に対しても、さらに全く反応がない方につきましては、我々税務グループの職員としてはいわゆる財産調査を行い、財産が分かれば、差し押さえの処分をするという、そういった流れで未納の税金を回収していくという流れになっております。

それから、時効につきましては、税については5年の時効がございます。5年何もしないと5年後に時効になってしまいますので、その間に時効中断の措置をするような、今申し上げた差し押さえも時効中断の要件になりますけれども、そのようなことをいたしまして、時効にならないような努力をしております。

問（13） 令和7年度末の滞納者数を聞いているので、これ令和7年度の決算なので、後で結構ですので、またお調べいただいて御答弁いただきたいと思います。

それから、今ちょっと御答弁なかった部分については後で結構ですのでお答えいただきたいのと、同じく固定資産税についても決算額、これについては記載されてるんですね。ページ変わりますけど、固定資産税24ページなんですけど。令和7年度末の滞納者数、これについては記載がないので教えていただきたいのと、前年度比との増減、それから滞納整理はどのように実施されているのか。市税と同じような形で滞納整理されていて、時効もどうなのかについて、とりあえず分かる範囲でお答えいただいて、分からないところは後でお調べいただいてお答えください。

答（税務） 先ほど申し上げました滞納者数については市税全てを含んでおりますので、固定資産税が何人かというのはそれは持ち合わせてはございません。

続いて、滞納整理の手法についても先ほど市税について申し上げましたので、固定資産税についても同じような流れとなっております。

時効についても全く同じ税ということで、先ほど御答弁したとおりでございます。

問（13） 個人市民税、それから法人市民税、それから固定資産税、それぞれで滞納者数とか、法人市民税は者数って言わないと思うんですけど、法人数について人数というか、その法人数、それから前年度比、このあたりについてまた後で教えていただきたいのと、あとページ変わって、25 ページの都市計画税についてお伺いしたいんですけど、都市計画税、この表で見えていくと、いわゆる 2,100 万円ぐらい余ってきている。いわゆる今回の都市計画税が 8 億 3,767 万 7,168 円なんだけど、下水道事業に使ったのが 8 億 1,655 万 9,000 円。この表でいくと、いわゆる下水道事業以外は令和 7 年度は都市計画税を使っていないという理解でいいかと思うんですけど、その確認と、あとこの 2,100 万円についてはどうなっているのか、まず教えてください。

答（財務） まず、1 点目の充当した事業は下水道事業のみでございます。

2 点目の差額の 2,100 万については基金に積み立てをしております。

問（12） 一点だけお願いします。

主要施策成果説明書 23 ページの法人市民税について伺います。

法人税割について、本市は標準税率 6.0%を適用してます。これまでも資本金 10 億円以上のこの法人を対象として、8.4%を適用する不均一課税について質疑をしてきました。

令和 7 年度において、この不均一課税の導入について市として具体的に検討したことがあったのか、伺います。

答（税務） このいわゆる不均一課税のお話かと思いますが、かねがね答弁しておりますとおり、まずは対象となる企業の皆様に、標準税率を超えた税負担に対して納得いただけることが重要でありまして、そのためには明確な使途、事業が必要でございます。

したがって、現時点で本市において、市内の企業の皆様に御納得していただける特別な事情が見当たらないことなものですから、現時点で資本金等による不均一課税の導入は考えておらないところでございます。

問（12） ということは、そうした特別な事情というのが生じない限り、不均一課税については検討そのものを行わないという考えなのか、お聞かせください。

答（税務） 明確な使途、事業がという事情がない限りは、不均一課税を行う理由がないものと考えております。

問（13） 今の不均一課税の話なんですけど、これ私も全部見てるわけじゃないんですけど、やはり不均一課税を始めている自治体、やっぱり今どこの自治体も多く、すごく厳しくなってきたりするものですから、そういうふうになると、特別な事情というのが、あれここ見当たらないなっていうところも中には、私が見つけられないだけなのかもしれないんですけどあるんですよね。

今おっしゃったその明確ないわゆる特別な事情というのがなければ、これは課税できないっていうのは、特に法令とか何かに基づいたそういう根拠は特になくて、あくまでも市の考え方ということでもいいのかどうか、そこをちょっと教えていただけますか。

答（税務） まず、愛知県下で不均一課税を採用している市町においては、やはり明確に事業を行うために不均一課税を行っている。例えば、北名古屋市ですと、いわゆる都市基盤整備のため、知立市ですと、知立駅の立体交差の事業というふうで、もう具体的に事業というものがございます。

やはりその特別な事情、事業がない限りですと、不均一課税を行った際に、その企業の皆様に、やっぱり御納得いただけないというところかなと思っていますので、今の時点では、その不均一課税を行うものはないというふうに考えております。

問（13） 今の答弁でいくと、いわゆる市の考え方っていうか、通常あるような考え方っていう理解をさせていただきます。今の答弁でいくと、特に法令とか何かそういった通知とか、国から来ている通知とかもないというふうに理解させていただきますが、もしそれが間違っていたら言ってください。

あと、先ほどのこの都市計画税の充当割合のところなんですけど、①分の②ということで102.6%と書かれてるんですね。これ非常に分かりにくくて、私最初は都市計画税のうち下水道事業をどれだけ充当するというものを書くのかなと思ったらそうじゃないものですから、この充当割合のこれの記している意味がよく分からなかったんで、ちょっと教えていただけると助かります。

答（財務） 充当割合を示している理由ですが、一つの目安で100%を下回れば、都市計画税を全て充当したということ、100%を超えてれば都市計画税が余剰にあったということで、基金に積むという目安を分かりやすくするために充当割合は記載しております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 暫時休憩といたします

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 10 分

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで当局より発言を求められておりますので、これを許可します。

答（財務） 先ほどの答弁漏れが 2 点ございましたので、答弁させていただきます。

まず、決算書 320 ページ、普通財産、芳川町一丁目の増減でマイナス 13 となっているところについては、これまでの数値の誤りがあったため修正させていただいたものです。

基金の取得処分についての御質問があったと思いますが、資料要求の資料 21 で提出しておりますものを見ていただきますと、一般会計と土地特会、土地基金についての取得処分についての明細を記載しておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

答（都市計画） 先ほどの 13 番委員の決算カードにおける土地開発公社の損失保証の 15 億円の御質問でございますが、土地開発公社における現在の借入残高約 3 億円に加え、今後の道路買収などの先行取得の事業推進を考え、限度額のほうを設定させていただいてございます。

委員長 では、質疑につきまして、ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、1 款市税の質疑を打ち切ります。

2 款 地方譲与税

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、2 款地方譲与税の質疑を打ち切ります。

3 款 利子割交付金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、3 款利子割交付金の質疑を打ち切ります。

4 款 配当割交付金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、4 款配当割交付金の質疑を打ち切ります。

5 款 株式等譲渡所得割交付金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、5 款株式等譲渡所得割交付金の質疑を打ち切ります。

6 款 法人事業税交付金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、6款法人事業税交付金の質疑を打ち切ります。

7款 地方消費税交付金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、7款地方消費税交付金の質疑を打ち切ります。

8款 環境性能割交付金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、8款環境性能割交付金の質疑を打ち切ります。

9款 地方特例交付金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、9款地方特例交付金の質疑を打ち切ります。

10款 地方交付税

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、10 款地方交付税の質疑を打ち切ります。

11 款 交通安全対策特別交付金

委員長 質疑を許します。

問（13） この交付金については、高浜市内の交通事故の発生件数、これが影響しているということと、国勢調査による人口集中地区の人口、この 2 つがいわゆる交付税の根拠というか、それによって案分され、高浜市のほうに下りてくるということになる、この交通事故の発生件数っていうのは少なければ少ないほどいいのかっていうところと、あと国勢調査っていうのがこれいつの国勢調査が今回は反映されているのかについて、まず教えてください。

答（財務） 交通安全対策特別交付金の積算方法でございますが、まず事故件数については事故件数が多くなればなるほど交付金が増える仕組みにはなっておりますが、ただし、県に配分される総額が決まっていますので、交通事故の件数が上がったからといって一律に上がるというものではないということでございます。

続きまして、国勢調査については令和 7 年度のこの交付金につきまして、令和 2 年国勢調査の人口集中地区の人口ということで、4 万 3,672 人で積算されております。

問（13） 令和 2 年度の国勢調査となると、いわゆる今回、うちが交付団体になるってことになると、喫緊の国勢調査だと人口が増えていると思うんですよね、まだこれ聞いてないんですけど。

そうなった場合は、やはりこの交付金が上がってくるのかなと思うんですけど、これが計算方式では逆に下がるのか、もう少し上がった可能性があるのか、そのあたりについて教えてください。

答（財務） 国勢調査の人口だけを見ますと、この人口が増えれば交付金は増える仕組みになっております。ただし、こちらそもそも交付金の財源が道路交通法の反則金が財源になってるっていうこともありますので、そもそも反則金の財源が減れば交付は減るということですので、一概に言えないところがあるというところでございます。

問（13） それは毎年変わると思うんですよね。反則金っていうのは毎年変わるんだけど、そうじゃなくて国勢調査が令和 7 年度の国勢調査でいくと、結局もつこの 4 万 3,672 人ではないと

思ってますので、不交付団体になったわけなので。なのでそれがいわゆる今回の喫緊の国勢調査ぐらい出るとこれも増えてた可能性があるっていうことでいいんですよね、それは。

委員長 今のは質疑ですか、意見ですか。

分かりやすいように質疑してください。答えれますか。

答（財務） 全て仮定の話にはなりますけども、国勢調査人口、人口集中地区の人口になりますが、この人数が増えれば交付金の算定は上がる要素にはなっております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、11 款交通安全対策特別交付金の質疑を打ち切ります。

12 款 分担金及び負担金

委員長 質疑を許します。

問（13） 幼稚園費負担金と保健体育費の負担金が皆減になった理由について教えてください。

委員長 資料、ページ、款、項、目、しっかりと明示してください。

問（13） 12 ページの歳入、款、項、目、全部ないので 12 款です。

委員長 12 ページですか。

問（13） 31 ページです。

答（こども育成） こちら日本スポーツ振興センターの保護者負担金が、昨年度、令和 6 年度計上されておりましたが、こちら負担金は政令、法律、条例などにより規定されているものが歳入としてこちらに上がってくるものでございまして、日本スポーツ振興センターはそれらの該当がないことから、令和 7 年度より雑入にて計上しているもので皆減となっております。

答（学校経営） 保健体育費の負担金でございます。

こちら小中学校日本スポーツ振興センター負担金になりまして、先ほど、こども育成グループリーダーが言った答弁と同じとなります。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、12 款分担金及び負担金の質疑を打ち切ります。

13 款 使用料及び手数料

委員長 質疑を許します。

問 (13) 住宅使用料が 2,792 万 4,000 円とあるんですけど、47 万 4,700 円減少し…

委員長 主要施策成果説明書ですか。

問 (13) 32 ページの 13 款です。使用料のところです。

委員長 資料を明示してくださいと今言いました。

主要施策成果説明書でよろしかったですか。

問 (13) はい。そうです。

47 万 4,700 円減少した原因、それから令和 7 年度末のこちらについては滞納額が出ておりますが、滞納者、滞納額が 765 万 369 円だと思うんですけど、これについて前年度末との増減を教えてくださいたいのと、また滞納整理も同じく、どのように実施されているのか、退去を求めたことがあるのか、また時効についても教えてください。

答 (都市計画) まず、住宅使用料が令和 6 年度に比べ減少した理由でございますけども、こちらのほうにつきましては入居者数の減少、あと入居者の所得の低下などが理由でございます。

続きまして、滞納者の方の数でございますが、こちらのほうにつきましては 9 名でございます。

前年度の比較につきましては、資料を持ち合わせておりません。

滞納整理の手法でございますけども、こちらのほうにつきましては相手方に寄り添いながら、納付相談を行うなどを行って、それでも納付がないときは督促を行うなど、滞納の解消に努めてございます。

あと、時効につきましては 5 年でございます。

問 (13) 入居者数の減少というのは、次の募集までにいわゆる退去された人が何人か見えたっということで、この 47 万 4,700 円になってるのか。それとも空いてるところがあるのか、ちょっとよく分からないのでそこを教えてくださいたいのと、あと、今のその滞納者に対する対応なんですけど、いわゆる市税のほうだと催告書を送ったりしてるんですけど、そういった文書で送る

ものはないのかどうかというところがよく分からなくて、いきなり何か督促状になるんですか、そのあたりがよく分からないので流れについて教えていただきたいのと、退去を求めたことが令和7年度あるのか、これまであるのか、そのあたりについては御答弁がなかったのと、あと最後ちょっと聞き取れなかったんですけど、時効が2年でよかったですかね。お願いいたします。

答（都市計画） 先ほど、入居者数の減少というお答えをさせていただきました。

こちらのほうにつきましては、昨年度中に10名の退去者がいたと。一方で、入居者が6名ということで、4名減少したというところの減少でございます。

あと、2点目の滞納の関係の流れでございますが、こちらのほうにつきましては後ほどお答えさせていただきます。

あと、退去者などの昨年度において退去者を求めたことがあるかという御質問でございますが、こちらのほうは求めてございません。

あと、時効につきましては、2年ではなく、5年でございます。

問（14） 主要成果説明書の32ページ、保健体育使用料。これ使用料が全体的に増えている中で保健体育使用料だけ30万ばかり減ってるんですけども、この理由を教えてください。

答（文化スポーツ） 保健体育使用料の減につきましては、例えば芳川緑地などの定例利用がちょっと減少していることですか、あとは今、小学校が長寿命化工事をしておりまして、半年ばかり使えなかったりとか、あとはちょっと照明が使えなくなったりということがあろうかと思われます。

また、市民レガッタを休止したことにより、ある程度の利用の減少、これがちょっとあるかなというところでございます。

問（13） 先ほどから4名が退去された。これって4軒、4世帯ですかね、4名なんですか。ちょっとそこがよく分からなかったのと、あとやはり退去があった場合にすぐ募集をかけるとかそういうことはされなかったのかなと思うんですけど、募集をしても来ていないのか、それとも募集をかけていないのか、制度としてそういうことはないのか、どういったことなのか、教えてください。

答（都市計画） まず、先ほど、私は10名という形でお答えさせていただきました。すいません、こちらのほうにつきましては、入居が6世帯で退去が10世帯でございます。

こちらのほうの入居募集の関係でございますが、基本的には年度当初に入居する部屋等も決まっておりますので、計画的に入居募集のほうはさせていただいてございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、13 款使用料及び手数料の質疑を打ち切ります

14 款 国庫支出金

委員長 質疑を許します。

問（13） 主要成果の 33 ページ、国庫負担金について、まずお伺いいたします。

保健衛生費負担金がマイナス 70.8%の減の理由。それから国庫補助金、社会福祉費補助金の 89.7%の増と児童福祉費補助金の 89.7%の増、それから道路橋りょう費補助金の 392.5%の増。それから、減でいくと住宅費補助金、それから建築費補助金について、御説明をお願いいたします。

答（健康推進） 主要成果 33 ページの保健衛生費負担金 48 万 3,840 円につきましては、こちら予防接種を受けられた方に健康被害が生じた場合に、健康被害が接種によるものであると厚生労働大臣が認めた場合に対して給付する予防接種健康被害給付金となります。対前年度 70%減となっておりますのは、6 年度は 2 件分、7 年度は 1 件分ということになります。

答（こども育成） 国庫支出金の国庫補助金の児童福祉費補助金の大幅増の主な理由でございますが、こちら物価高対応子育て応援手当、1 人 2 万円の支給、こちらの事業費の補助金が 1 億 7,490 万円ほどあることが主な理由となります。

答（都市計画） 国庫補助金の住宅費補助金が令和 6 年度に比べ減少した理由でございますけれども、令和 6 年度におきましては 3 件の工事を実施いたしました。令和 7 年度は 1 件の工事と 1 件の設計業務委託を実施させていただきました。このように補助対象事業の内容や件数の違いにより減少したものでございます。

続きまして、建築費補助金でございますが、こちらのほうが令和 6 年度に比べ減少した理由でございますけれども、補助対象事業となる住宅の耐震改修に関する各種補助制度の申請件数が減少したため、本補助金も減少したものでございます。

答（土木） 国庫補助金の道路橋りょう費補助金につきましては、令和 6 年度につきましては舗

装修繕工事に対する社会資本整備総合交付金として充当されたもの。それから、橋梁点検に対する社会資本整備交付金として充当されたものに対しまして、令和7年度につきましては舗装修繕及び橋梁の修繕工事といたしまして、事業費が大幅に増加しておりますものですから、それに伴いまして交付金の額も増えているというものでございます。

答（共生推進） 主要施策成果説明書 33 ページの国庫補助金の社会福祉費補助金の増加の理由についてお答えをさせていただきます。

この増加の要因の1つといたしましては、令和7年度から重層的支援体制整備事業の開始に伴いまして、同補助金内において重層的支援体制整備事業交付金として約7,700万円を受けたことが増加の大きな要因となっているものというふうに考えてございます。

問（13） まず、保健衛生費負担金の予防接種については、これはコロナですかね、その確認と、あとすごく分かりやすい説明とちょっと分からないところがあって、道路橋りょう費の補助金についてはこれ充当事業、どこなのかちょっとよく分からなかったのが具体的に教えていただけると分かりやすいなっていうのと、住宅費補助金につきましても補助事業について教えてください。

それから、建築費補助金についてはこれ減少した理由はどのようなことで分析されているのか、どのような理由で減少したのか、教えてください。

答（土木） 令和7年度の補助対象事業といたしましては、市道碧南高浜線の舗装修繕工事に対する交付金。それから、橋りょう修繕工事といたしまして、三河高浜駅連絡橋の修繕工事に対する交付金でございます。

答（健康推進） この国庫負担金につきましては、新型コロナワクチンの臨時接種によるものとなります。

答（都市計画） まず、住宅費補助金の充当先でございますけども、こちらのほうにつきましては公営住宅管理事業の委託であったり、あと改修工事費でございます。

あと、建築費補助金の減少の理由でございますけども、実は令和6年度におきましては耐震改修や耐震シェルターの設置で計6件の申請がございました。こちらが7年度におきましては、相談はありましたが、申請がなかったという形でございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、14 款国庫支出金の質疑を打ち切ります。

15 款 県支出金

委員長 質疑を許します。

問（13） 今、先ほどの国庫支出金のほうで、いわゆる道路橋りょう費補助金のほうが 392.5% ってことで、いわゆる三河高浜駅のところの連絡通路とか具体的なお名前で言っていたんですけど、よく分かりやすかったんですけど、逆にこれ県の補助金のほうが、34 ページなんですけど、主要成果の、こちらは逆に下がってるんですけど、これちょっとよく分からないので教えてください。

答（土木） 県支出金でございますが、こちらにつきましては港線の土地購入に対する補助金として補助を受けているものでして、6 年度につきましては道路工事が一部ございましたので、その分、金額が大きいものというものでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、15 款県支出金の質疑を打ち切ります。

16 款 財産収入

委員長 質疑を許します。

問（13） 不動産の貸付収入についてまずお伺いしたいんですけど、この不動産っていうのが土地のみなのか、それとも建物が入ってるのか、建物はなかなかあんまりちょっとどこかというのがパッと分からないんですけど、それについてお聞かせいただきたいのと、あと以前、旧分院について駐車場をお貸ししてたっていう経緯があったんですけど、それ含まれているのか、含まれてないのか分からないので、まずその部分について教えてください。

答（健康推進） 令和 7 年度の不動産貸付収入につきまして、高浜豊田病院に対する来院者用の駐車場、そして職員用の駐車場という形で含まれております。

答（経済環境） 同じく、不動産貸付収入でございますが、高浜エコハウスの貸付収入が事務所

の土地・建物として貸付けをしておりますので、建物分も含まれております。

答（文化スポーツ） 地域交流施設の自販機の設置使用料、こちら貸付料も含まれておりますので、こちら建物も含まれております。

答（財務） 不動産貸付収入は多くが土地でございますが、一部建物もあるということです。財務グループ分としましては、土地の貸付けとして愛知県に対して高浜幹部交番、吉浜幹部交番、待機寮の土地であったり、吉浜駅前の駐輪場の土地であったりを貸しているということでございます。

答（介護障がい） 不動産貸付収入について、建物にはなるんですが、ケアハウス湯山安立の貸付収入もこちらのほうに含まれております。

問（14） 主要成果説明書の35ページ、財産収入の基金利子が半減しておるわけですが、この半減した理由をお答えください。

答（財務） 定期預金の預け入れの減少によるものです。

答（13） 駐車場としては、駐車場ではないにしろ、コパンとかも多分ここに入ってるのかなっていうのと、あと、「あ・うん」に関しては令和7年度からは運用されてないってことで、令和6年は入ってるけど7年は入ってないという理解でよろしかったでしょうか。

委員長 答弁できますか。

答（文化スポーツ） コパンの不動産貸付収入につきまして、こちら720万円含まれております。

答（財務） 旧「あ・うん」の土地については、近隣の方に貸付けをしております。

答（13） 「あ・うん」ってまだ建物はそのまま残ってると思うんですけど、いわゆるその駐車場部分だけを今貸し付けてるっていう理解でいいんですか、そうなる。建物は貸し付けてないっていうことでいいんですかね。

答（財務） そのとおりでございます。

問（13） 土地売却収入のほうが大幅に減になっているんですけど、こちらについてはどのように市としては把握されているのか、どのように減ってる分については検証されているのかについて、大ざっぱで結構ですので、お答えいただければ助かります。

答（財務） 土地売却収入については、まずこれは例年、行政財産を用途廃止をしまして、それを普通財産にして、それを近隣の方、要望があったときに売却したときの収入になります。端的に言いますと、用途廃止の売却の土地の案件が少なかったということで、減少しているということになります。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、16 款財産収入の質疑を打ち切ります。

17 款 寄附金

委員長 質疑を許します。

問（13） ふるさと応援寄附金の減について、どのように認識されているのかについて、まずお聞かせいただきたいと思います。

答（総合政策） ふるさと応援寄附金、前年度から 20%減というところでかなり苦しい数字になっております。理由といたしましては、昨年度、やはり米がかなり高くなったというところで、ふるさと納税の返礼品の中でお米の定期便がありますけども、そちらが 1 年間通じてストップになってしまったというところで、令和 6 年度、その分だけでも 800 万ほどの寄附があったんですけども、それが全くなくなってしまったというところもありまして、お米による影響が大きかったというふうに考えております。

問（13） 今 800 万ぐらいお米って話なんですけど、それでもまだ 500 万減ってるっていうところで、増加するような、どんな努力をされたのかなっていうところがよく分からないので、その御説明をいただきたいなって思いますし、それからあともう一個、ふるさと応援寄附金ということで、次の 37 ページとちょっと絡めてお聞かせいただきたいんですけど、瓦鰯の指定寄附金、これクラウドファンディングでやられてるっていうことで認識してるんですけど、令和 6 年においてはふるさと応援寄附金を使って、令和 7 年度はクラウドファンディングを使ったっていう、この表でいくとそういった理解でいいのかっていうところと、令和 6 年度に一部はふるさと応援寄附で、そうなると使われたっていうことになるのかなっていうのと、あと、活力あるまちづくり事業なんですけど、こちらについては、いわゆるどこに寄附したいですかっていうのを書くところに行くっていう形になるんですけど、これについては県内でこのような寄附金のメニューとか、こういったことをやってるところがあるのかどうかっていうところと、あと、ほかの事業については特にその丸をつけるとかもないのかなと思うと、お金って色がついてないもんだから、

これどういうふうに分けてやるのか、これを例えば未来を担う人づくり事業っていうところで寄附をしたとしても、それが結果的に寄附した人が何に使われたのかなっていうのがよく分からないと思うので、そのあたりは何か寄附していただいた人にお知らせしているのか、どういう形でやられているのか、教えてください。

答（総合政策） 先ほど、差額 500 万というところから、こういった増加の努力をしているかというところがございます。

返礼品だとか P R に使うお金っていうのは、寄附をいただいた 50% 以内というふうに決まっておりますので、P R もかなり限られた中でやっておりますけれども、その中でも、うちでいう例えば、とりめしみたいなものを外に発信をしていくためにそういったごちそうアワードみたいなものに出店させていただいて、昨年度だと、とりめしが例えば全国で銀賞になったりだとか、そういったことで外にできる限り返礼品をアピールしていきたいと、そういったような努力をさせていただいたりだとか、新たな返礼品の開発といたしまして昨年度も 75 品、新しく増やさせていただきながら、例えば、おとうふ工房さんで「どうぶつとうふドーナツ」だとか、あとからセレクトと言って、先に納付をいただいて、その後セレクトいただくような形だとか、鰻の定期便など、そういった頑張っただけで返礼品を増やしながら努力をしているところでございます。

続きまして、鰻のプロジェクトの部分につきましては、6 年度はクラウドファンディングをやらせていただきました。そちらで一段、締め切りをさせていただいて、7 年度につきましては 36 ページの指定寄附みたいな形で、瓦製の鰻の修繕寄附金ということで 110 万円入っておりますけれども、そういった形でやらせていただいております。

あと、活力あるまちづくり事業、10 団体というところでございます。

こちらにつきましては、寄附をしていただくときに使途を選んでいただけるというところになります。地域団体のほうで頑張っているいろいろな活動していただいている方におきまして、そういった頑張っただけで寄附していただくところに寄附しますよというふうに御自身で選んでいただいたところに寄附をさせていただいておりますけれども、それに合わせて、その他、ほかの事業、どういうふうに振り分けられてるっていう話につきましても、例えば未来を担う人づくりであれば、総合計画等にもそうやって載せさせていただいている事業の中で、こちら市のほうで割り振りをさせていただいて充当させていただいたというところになります。使った金額等は事業ごとに公表させていただくことになっておると思いますけれども、それ以上、細かいところまでは公表ができていないので、検討していきたいと思っております。

問（13） 答弁漏れです。

ふるさと応援寄附金について、この活力あるまちづくり事業の市民団体事業、いわゆるその丸をつけて、どこに直接その給付が行くかっていうこのメニューについては、全然近隣市ってそういうところがないと思ってるんですけど、県内でこういったやり方やってところがあるんですかっていうのと、あともう一個なんですけど、以前、いわゆるふるさと応援の寄附金を増やすための努力っていうのの一つで、いわゆる支援事業みたいな形で委託をされてたと思うんですけど、そういうことは今年度は特にされてなくて市の職員でされたのかっていうことと、あと、このふるさと応援寄附金のこの制度も、制度の問題についてはちょっと置いといたとしても、やはりこれちょっと頑張っていないと、どんどんどん市市の歳入が減っちゃうってところになると、特定の職員がこれに特化した職員がいるのかどうか、そのあたりについても教えてください。

答（総合政策） まず、ふるさと応援交付金の県内事例みたいなところになりますが、私が調べたところだと、ちょっと県内のほうにはないかなとは思いますが。刈谷市で例えばそういうファンドみたいなことをやってらっしゃって、寄附に応じてその寄附に入った数値と市のほうで合わせてそれを事業者さんに活用していただくと、そういったようなものやってるというのは昨日調べて見てみたんですけど、なかなか県内のほうにはないかなというふうに思っております。

支援事業というふうにおっしゃられてたかと思います。ふるさと納税をPRとか進めていくために支援業務事業ということで歳出のほうにも出てまいりますけども、業者さんのほうに委託させていただいて、市の職員とともに毎月定例会を開きながら、どうやったらふるさと納税、うまくできるか、もっともっと増やしていけるかというところを支援していただいている、そういった業者さんに依頼を令和7年度もしております。

あと職員の体制ですけども、こちらにつきましては、特定で1人、2人っていうのはなかなかつけておりませんで、ふるさと納税の対応は2名で兼務をしてやっております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、17款寄附金の質疑を打ち切ります。

18 款 繰入金

委員長 質疑を許します。

問（13） 決算書の 331 ページを見ていただきたいんですけど、それによると、結局、都市計画事業基金繰入金っていうのが出てきてるんですけど、今回、都市計画事業基金の繰入金を 5,700 万円余り使ったっていうことになって、結局ほとんど今基金の残金がないんですよね。これについてどのように評価してるのかっていうのと、結局これはこれだけ入れざるを得なかったということになるのか、そのあたり御説明いただきたいと思います。

答（財務） 基金の残高が少ないというところですが、都市計画税は都市計画事業のためにいただいている税金ですので、適切に事業に充てれたという理解をしております。

問（13） ある意味これ目的税なので、本来は目的を明確にしてそのために市民の皆様から取っていく税金になるので、基金にどんどんどんどん積み立ててるのであれば、それはそれできちんと目的をはっきりしなきゃいけないのかなと思ってますし、今の状況だと目的っていうよりも下水に今ずっと使ってるっていうイメージなんですけど、そういった理解でよろしいんですかね。そのあたりどのように考えられてるのかなっていうのがよく分からないので、教えていただけますか。

答（財務） 下水道事業という目的に使っているということでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、18 款繰入金の質疑を打ち切ります。

19 款 繰越金

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、19 款繰越金の質疑を打ち切ります。

20 款 諸収入

委員長 質疑を許します。

問（１） それでは、主要成果説明書の 40 ページ、諸収入、雑入の資源ごみ回収収益金が増えているわけですが、これが増えた理由、量が増えたのか、単価が上がったのか、いろんな理由があると思うんですが、何がどうしてこう増えているのかということをお教えください。

答（経済環境） 資源物のアルミ缶とペットでございますが、単価がアルミが 55 円、ペットが 28.6 円上昇したものが主な理由というふうに理解しています。

問（１） 今の答弁ですと、単価が上がったから増えたということで、量としてはあまり変わっていないのでしょうか。

委員長 答弁できますか。

答（経済環境） 後ほど御答弁いたします。

問（12） 1 件、決算書 108 ページの 20 款 4 項 2 目 8 節、学校給食費について伺います。

令和 7 年度から学校給食費が公会計化されておりますが、その公会計化前と比べて、この未納の件数や金額など学校給食費の未納状況にどのような変化があったのか、お聞かせください。

答（学校経営） 学校給食費の未納の関係でございます。以前は学校会計ということで未納者の把握っていうのは市のほうでは把握しておりませんでしたが、今回、ここの学校給食費の中に過年度の未収金も入っておりますのでそちらでお答えさせていただきますと、小学校が 25 万 1,035 円で、中学校が 56 万 6,140 円となっております。

答（経済環境） 先ほどの資源ごみ回収収益金の関係でございますが、全体の傾向としては量は減っておりまして、アルミ缶でいきますと、6 年度と比較して 450 キロ、ペットボトルでは 4,592 キロの減少というふうになっております。

問（13） この主要成果 9 ページのところで、諸収入の未済額が 1,010 万 3,125 円あるんですけど、これはどういうものになるのか、内容についてまず御説明いただきたいと思います。

それから、もう一点、主要成果の 40 ページ、ここのところに雑入っていうところでマイナス 47.2%になってます。47.2%なんだけど、主なものを見ると、特に共通チケットの販売収入、これ多分、チョイソコの収入だと思うんですけど、136.8%増えてるんですよ。全体的に減ってるものもあるんですけど、若干の減りであって、ほとんどが増えてるっていうところになると、なぜこれがマイナス 47.2%になるのかなっていうのがよく分からないので、多分この主なものの以外のものなのかなと思うんですけど、ただ、このマイナスになっちゃうっていうのがちょっと、

本来だったらプラスになるのにマイナスになっちゃうっていう、そのちょっと御説明をお願いしたいなと思います。

答（財務） 40 ページの雑入の記載の件でございますけども、例年、主なもののところについては決算額の大きいものを掲載しております。なので、今回、結果的に雑入全体としてはマイナスになったにもかかわらず、決算額が大きいものしか載ってないということで分かりにくいものになったのかなと思いますので、来年以降はこの雑入の決算額を見た上で主なものは記載していこうと思います。

あと、令和6年度に個人県民税の過納還付金で7,200万円だとかを雑入で上げておりましたので、雑入全体の減額の主な要因はそういった要因になります。

問（13） ちょっとその辺も分かるようにしていただけると、すごく今後ありがたいかなと思います。それから、主なものについても今後の記載を検討していただけるようなんですけど、やっぱりこの雑入って言うのがほかにどんなものがあるのかっていうのがすごく気になってるので、これ以外のものでこういうものもそこに入ってますよというものが御紹介いただけると分かりやすいかなと思うので、もし今お答えいただけるのであれば、お願いしたいなと思います。

答（財務） 後ほど答弁させていただきます。

答（地域福祉） 先ほど御質問の中で、雑入の中の収入未済額が1,000万ぐらい余る中でどのようなものが入っているかというところで御答弁になりますが、主なものといたしましては生活保護の関係で被保護者に対する返還命令を、返還を依頼した件について、それは返還が行われなかったものの積み重ねがおおむね930万円ほどございますので、そちらについてが主な要因かというふうに考えております。

問（13） その930万というのは、何件になるんですか、これは。後で分かったらで結構ですので、ちょっと930万ってちょっとびっくりしちゃったんですけど。

あともう一個、ついでお聞きするんですけど、これ高額療養費の収入っていうところなんですけど、例えばこれ1件がすごく億単位の治療とかになるとすごくバーンと上がるっていうのは分かるんで、7年度はそういうことがなかったっていうのか、それとも全体的に抑えられてたのか、どういう傾向なんでしょうか。ちょっと22.4%なので、1件がすごく多いのが6年度にあったよっていうことであれば、それはそれでいいのかなと思うんですけど。そこを御説明をお願いいたします。

答（地域福祉） 先ほどの生活保護の件数でございますが、合計18件でございます。

委員長 高額療養費に関して、答弁できますか。

答弁なし

委員長 では、後ほど答弁ください。

問（13） その生活保護の関係なんですけど、いわゆる徴収方法とか、これも結局、令和7年度の入らなかった未済額になっちゃうかと思うんですけど、時効とかもこれは発生してるものなんでしょうか、どうなんでしょうか。

委員長 答弁できますか。

後ほどで結構です。

ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、20 款諸収入の質疑を打ち切ります。

21 款 市債

委員長 質疑を許します。

問（9） 今、利率がどんどん上がっているんですけども、今後さらに利率が上がるということで資金調達が大変になって、いろいろ工夫していかなければいけないと思うんですけど、この令和7年度の借入れの際に何か工夫したこととか基本的な考え方、あと個別で言えば、西信とかで2.95 とかあるんですけど、その辺の利率に対して工夫したことがあれば教えてください。

答（財務） 借入れに関しては、令和7年度途中からにはなりますけども、借入れしてでも事業をするというところの、例えば200万円以上の事業費であれば借入れするとかっていう目安を持っておりましたけども、これだけ利率が上がっておりますので、まずは借りなくても事業を、そもそもやるのかどうかっていうしっかり判断基準をしっかりしていきたいなということです。

あと、減収補てん債についても利率は民間資金で高かったわけですけど、こちらも今回この高い利率になったということで、令和8年度以降、借入れする際の条件設定のところは工夫してい

かないと高い利率になるということと、あと応札される金融機関も少なくなる可能性もありますので、工夫していかないといけないというところでございます。

問（13） これ今後のやっぱり、今、長谷川委員がおっしゃったように、本当に金利が高くなって将来的にすごく大きな金額になっていくってところから、これ借入期間が書かれていないのでどうなってるのかなってところと、あと、今、固定金利とか変動金利とかいう話があるんですけど、そういったところについても見直しをしなきゃいけない金利があるのかってところと、それから、私の理解では、いわゆる公的なところで借入れができなかったものについては入札でってところだと思うんですけど、西信が4件と、今回、十六銀行が1件あるので、そういった形で公的なところでどうしても借りれないということで入札を行ったという理解でいいのか、そのあたりの御説明をお願いいたします。

答（財務） まず1つ目の借入期間につきましては、今回、借入件数が多いということで、基本20年と10年のものがございます。10年のものについて、少ないのでそちらで御答弁させていただくと、41ページを見ていただきますと、10年で借入れしたものが総務債の次世代高度情報通信ネットワーク市町村等設備整備事業、あと民生債全て10年でございます。それ以外のものは20年となっております。42ページを御覧いただきまして、10年で借入れしたものが土木債の公園整備事業の3本と教育債の中学校施設改修事業のうち、愛知県市町村振興協会で借りたもの、幼稚園改修事業、美術館・図書館改修事業、減収補てん債の借入利率2.5%のものが10年で借入れをしております、残りは全て20年で借入れしております。

利率見直しの有無については、令和7年度に借入れしたものについては利率見直しはございません。あと、西尾信用金庫様、十六銀行様の借入れがあるということで、こちらは全ての入札の結果によるものです。借入れの時期だとか、先ほど言われた借入れの枠の関係で、こういった民間資金を活用せざるを得ないところもございます。

答（市民窓口） 先ほどの主要成果40ページの高額療養費の収入についてでございます。

こちら、子ども医療だとか母子医療の関係になるかと思うんですけども、こちらいわゆる制度自体が変わったっていうわけではなく、マイナ保険証が普及したことに伴いまして、もともとは例えば医療機関にかかります、そのときに限度額の情報が通常の資格者証だと分からないんですけれども、マイナ保険証を使うと、この人の区分が分かるものですから、そうすると、一旦、市のほうで肩代わりせずに、その分、ごめんなさい。もう一度言うと、マイナ保険証を使わないと一旦その3割負担なりまして、全て市のほうが払って、その分を各保険者様のほうから高額とい

うことでいただいていたんですが、マイナ保険証を使うことによって、その負担区分が分かるので、肩代わりする分が減るのでその分減るというふうな形になります。

答（地域福祉） 委員長、確認ですが、20 款、先ほどの答弁漏れについて、今ここで答弁させていただくことでよろしいでしょうか。

委員長 はい、お願いします。

答（地域福祉） 先ほどお話いただきました、生活保護費返還金の関連で答弁させていただいていない部分について、お答えをさせていただきます。

金額が大きい 1 つのところで、一時的に大きな所得が例えば相続等によって入った場合、もともと生活保護受給者の方々になりますので、どうしても所得がもともと少ない方になります。でするので、どうしても一括でこの金額返還してくださいとは申し上げますが、結果としては分割で納付していただいているのが現状になりますので、どうしても未済金が生じてしまうケースというのがございます。あわせて、そのたびごとにケースワーカーのほうから、そういった対象者の方については御返還をお願いしますということを定期的に御案内をさせていただいているのが現状で、特に文面等で御案内するわけではございません。直接、連絡を取らせていただいているところがございます。あわせて、時効については 5 年でございます。

委員長 では、20 款、答弁漏れにつきましては、以上でございます。

それでは、21 款に戻りますが、21 款市債について、ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、21 款市債の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0 時 3 分

再開 午後 1 時 30 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

答（財務） 午前中の質疑で後ほど答えるとした部分について答弁させていただきます。

主要施策成果説明書 40 ページをお願いいたします。

20 款 4 項雑入の表中、中段の雑入について、令和 7 年度決算額約 2 億 700 万円、令和 6 年度約 3 億 9,300 万円の差額の約 2 億円の減少の要因について、金額の大きいものを 3 つ答弁させていただきます。

障害福祉サービス等給付費過年度返還金 7,742 万 7,000 円、個人県民税過納還付金 7,234 万円、スポーツ振興くじ助成金 1,600 万円が令和 7 年度減額となっております。

答（税務） 午前中、13 番委員から御質問ありました主要成果の 23 ページ、24 ページ、25 ページの関連で滞納者数の税目別の人数についてお答えいたします。

個人市県民税が 1,193 名、法人市民税が 20 件、それから固定資産税が 192 名、軽自動車税が 273 名で、合計いたしますと 1,678 名ですが、これが先ほどお答えしました 1,508 名より多い理由としましては、一滞納者において、複数の税目を滞納していることによりまして、いわゆる延べ人数となっております。なお、令和 6 年度以前については数値を持ち合わせておりません。

「委員長、13 番。」と発声するものあり。

委員長 今、答弁漏れに対して質疑を行ったんだけど。

問（13） その答弁漏れ、もう一個答弁漏れがあるので。

委員長 では、それ明らかにしてください。

問（13） 先ほどのこの件についてお聞きした中で、市民サービスの制限があるのかどうかについてそれも答弁漏れだったので、併せて今いただけるかなと思ったけどなかったので、お願いします。

答（税務） 市民サービスの制限ということですがけれども、その市民の方において、例えば市税を滞納していることによって、例えばですが何らかの補助金が受けられないとか、そういったものはあることは想定しますけれども、それがどんなサービスでっていう具体的なことについては多々あると思います。

委員長 それでは、続けます。

不規則発言あり

委員長 静粛に。

「委員長。」と発声するものあり。

委員長 質疑漏れのところで聞いてください。

《歳 出》

1 款 議会費

委員長 質疑を許します。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、1 款議会費についての質疑を打ち切ります。

2 款 総務費

委員長 質疑を許します。

問（５） 2 款で6 件ありますので、3 件ずつお伺いします。

まず、主要施策成果説明書の 60 ページ、2 款 1 項 8 目広報広聴活動費の（３）L I N E 公式アカウント情報配信システム利用料についてお聞きします。

市民の皆様へ必要な情報を届けるために有効なツールだと感じております。一方で、運用には一定の費用もかかっているように見えます。そこで、公式 L I N E の活用による効果と、また費用の見直しは行っているのか。行っているのであれば、どの程度の経費削減につながるのか、お聞かせください。

2 つ目に、同じく成果説明書の 72 ページ、2 款 1 項 12 目 D X 推進事業の（２）ペーパーレス会議システムについてお伺いします。

昨年度の決算審査においても、この紙の使用量削減に向けた取組についてお尋ねをさせていただきましたが、引き続き、関心を持って見守っております。そこで、令和 7 年度における紙使用

量の削減状況について、具体的にどの程度の削減が図られたのか。例えば、削減枚数や削減率といった数値があれば教えていただけますでしょうか。また、引き続き、取組がありましたらお聞かせください。

そして3点目に、主要新規事業の概要の No. 3 情報系庁内LAN管理事業のキャッシュレス決済導入業務委託料についてですが、あいち電子申請・届出システムですが、この利用の内容と件数を教えてください。

答（総合政策） 私からは、主要成果の 60 ページ、公式LINEの効果、そして費用の見直し、削減効果というところをお答えさせていただきます。

まず、LINE、このシステムを入れることによりまして、セグメント配信と言いまして、必要な情報を必要な方に届けることができているというところが大きいと思います。住民の方も自分に関係のない情報が入ってこないような形で登録ができますので、そういった方もブロック率等が下がって非常にいいかなというふうに思っております。また、LINEを入れていくことによって非常にタイムリーな情報が発信できます。

今までだとホームページを上げて、受け手のほうが自分で見に行かなきゃいけない情報でしたけども、LINEでプッシュ通知をすることによりまして、こちらから情報を発信することができるという形で大きな効果があるんじゃないかと思っております。

また、費用の見直しにつきましては、決算額でいきますと 99 万円というふうになっておりますけども、そのうちの約 33 万円が自治体職員のほうで引継ぎがあったときにシステム業者のほうからのいろんな引継ぎだとかシステムの説明とかそういったものの費用が含まれておりまして、職員のノウハウもかなり上がってきまして、LINE自体も使えるようになってきておりますので、令和8年度以降についてはこちらを削減して、マイナス 33 万円ほど削減をして進めさせていただこうと思っております。

答（DX推進） 私からは主要施策成果説明書 72 ページのペーパーレス会議システムの関係の部分をもとに答弁させていただきます。

こちらペーパーレス会議システムを導入したことで、一部かもしれませんが部長会というものと部長・グループリーダー会、市議会の資料をペーパーレス化にしております、その成果としましては約 32 万枚の紙の削減につながっております。そのほか、今後の部分のところでございますが、今回、職員のノートパソコンを小型化しておりますので、だんだんペーパーレスの意識もはかどり、会議等にパソコンを持ち込む職員も増えました。

そこで、プリンター、複合機からの印刷枚数を見たところ、令和6年度と7年度を比べると、約23万枚、印刷枚数が減っているというところがございます。

今後の部分、職員のノートパソコンを有線から無線LANに切替えますので、さらなるペーパーレスが図れるかと考えてございます。

次に、主要・新規事業の8ページ、No.3のキャッシュレス決済導入業務委託料につきまして、こちら、あいち電子申請システムの関係ですが、支払いが生じるような申請につきましては税の証明、所得証明、課税証明、非課税証明、この3点が対象になっておりますが、こちらが8件、キャッシュレスを利用したというのが令和7年度の実績となっております。

問（5）では、残り3つお聞きします。

主要施策成果説明書の91ページ、2款1項18目防災活動事業の（1）の需用費内の消耗品費で、災害対策用資機材、備蓄食糧等が計上されていますが、こちらには、このアレルギー対応食やミルクなど、どのようなものが含まれているのか、内容をお聞かせください。

次に、主要・新規事業等の概要の12、13ページ、No.5の市税賦課事業、被災者支援システム構築事業委託ですが、罹災証明書を発行するシステムと伺っております。今回はこのシステムを導入しただけで終わったのか、もしくは防災訓練等においてシステムを使つての訓練が行われているのか。さらには訓練を行っているようでしたら、この紙とこの電子システム等を比較したデータがあるようでしたらお聞かせください。

最後に、3点目で主要施策成果説明書の101ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費のマイナンバーカードの交付についてですが、昨年より件数が増えている理由をお聞かせください。

答（防災防犯） 主要施策成果の91ページ、防災活動事業の消耗品の件についてお答えさせていただきます。

この消耗品につきましては大きく分けて2つございます。

災害対策用の消耗品としましては、携帯トイレとか災害用毛布、体を拭くシートなどを購入しております。また、災害用の備蓄食糧としましては、アルファ化米、災害用クラッカー、それから粉ミルク、液体ミルク、アレルギー対応の保存食などを購入しております。

答（税務） 主要・新規事業の決算の概要のNo.5、被災者支援システムの構築業務委託料についてお答えいたします。

まず1点目の御質問ですが、昨年の11月16日の防災訓練の際に、実際の家屋を使った被害認定調査から罹災証明書発行までの一連の流れを訓練したところがございます。

2 点目に、その罹災証明までの時間数ですけれども、調査の準備から罹災証明の発行可能な状態までに至る時間として、紙ベースでやった際の半分程度になるものと見込まれます。したがって、例えば1世帯当たりでいきますと、おおむね4時間かかっているものが2時間に短縮されるというものでございます。

答（市民窓口） 主要成果 101 ページのマイナンバーカードの交付の増えた理由についてでございます。

令和7年度は、このマイナンバーカードの交付が始まって10年目になるということで、ちょうどマイナンバーカードのつくり替えの年度となったということになりましたので、前年度と比較すると、来庁されてつくり替えを行っていた方が増えたということになります。

問（14） それでは、主要施策成果説明書の48ページ、町内会・行政連絡会事業とそれから主要施策成果説明書の54ページ、市民表彰式の2点について質問をさせていただきます。

最初に48ページの町内会・行政連絡会事業ですけれども、これは回数が令和6年、5回が令和7年、4回になってますが、減少した理由、それから、会議の内容について教えてください。

それから、町内会活動事業費補助金が減額になっておりますけれども、6年と7年。この減額の理由をお答えください。

それから、主要施策成果説明書54ページの市民表彰事業でございますけれども、これは高浜市の市民表彰は、地域や市政に長年貢献した方の功績を顕彰する大切な制度です。高浜市は市民表彰について市政の進展への顕著な貢献や市、行政への援助、協力に対して表彰すると説明されております。被表彰者の出席率と155万7,080円の事業内容と記念品等の内訳についてお答えください。

答（総合政策） 私からは主要成果48ページ、町内会・行政連絡会の部分まずお答えさせていただきます。

連絡会のまず数の減少につきましては、やはり会長さんの負担がかなり多くなっていることということと、あわせて、議題等も市のほうから御依頼させていただくことだとかってということがだんだん少なくなってきたので、回数を1回減らしていただいて今回は4回という形にさせていただいております。

続きまして、会議の内容につきましてですけども、昨年度4回やっております。次第に載っているような内容ですけども、例えば4月でいきますと、市民表彰式の表彰の受賞の候補者の推薦だとか一斉清掃の御案内、あとは日本赤十字の活動資金募集についてだとか、防犯ネットワーク

会員の推薦、社会福祉協議会の会員の募集についてというのを4月に行っております。また、7月につきましては、赤い羽根共同募金の協力依頼ですとか、秋の市民清掃の御依頼をさせていただいております。また、10月に開催させていただいたものにつきましては、シティマラソンの交通規制のお願いですとか、市長さんがここで代わられたというところになりまして、ごみの立ち番の話が少しありましたのでその説明をしております。また、2月、最後に開催されたものにつきましては、資源ごみの部分についての結果の報告だとか、あとは令和8年度の総合防災訓練の実施だとか、そういった内容を議題として挙げさせていただいております。

あと、町内会活動費補助金の減った部分につきましては、算定の中で世帯数が入っております。令和6年度から令和7年度にかけまして世帯も減っております。数字でいきますと460世帯ほど町内会員が減っておりますので、そこによる減額という形になります。

答（秘書人事） 主要施策成果 54 ページの市民表彰事業につきまして、まず過去5年間の出席率になりますが、令和3年度が65.7%、令和4年度が47.9%、令和5年度が42%、令和6年度が41.9%、令和7年度が41.2%になります。なお、令和3年度につきましては、令和2年度がコロナで市民表彰式が実施できなかったため、令和2年度分も合わせて令和3年度に2回分を実施しております。

また、事業の内容といたしましては、市民表彰式を実施するための事業になります。その中には市民表彰者の表彰者を審査するための審査委員会での報酬であるとか、記念品の消耗品、また市民表彰式を行うための業務委託料などが含まれております。なお、記念品の内訳といたしましては、市政功労者記念品ということで、1つ税込1万6,500円、一般表彰記念品といたしまして、1つ税込8,250円、感謝状の記念品といたしまして、1つ税込4,070円の記念品を贈呈させていただいております。

問（14） 今、説明していただきましたけれども、市民表彰式が各5年間で言っていきますと、最初は65.7%から現在41.2%、非常に参加率が下がっているわけですね。

私は、市民表彰式というのは、やっぱり皆さんに功績のあった方を皆さんに顕彰すると、そういったことが大切な事業だと思っておりますので、ぜひこの出席率を上げると同時に、それから先ほど記念品のほうも市政功労者だと1万6,000幾らだとかいうそれだけの高額な記念品を出してるわけですので、ぜひそれが皆さん方がどれだけの価値があるものだということも表彰者の方に、これは市内の陶芸家の方に記念日や何かを作成していただいて送っておると思うんですけども、その辺の意味もしっかり説明させていただいて、皆さん方にこれだけのことを費用をかけて

やってるんだということをしっかり皆さん方に認識していただいて、もっと多くの方に出席してもらいような形のことをお願いしたいと思っておりますけれども、その辺の見解をお願いいたします。

答（秘書人事） 出席者の向上が増えていただくことに対して、今、案内状でも案内を送って返事がない方に対してはこちらからお電話させていただいて、出席をしていただくようにお話をさせていただいております。また、やはりどうしても当日都合がつかないということで欠席の、つかないということで言われる方もいらっしゃるんですが、その場合は代理の方の出席も可能でございますので、今も案内状には代理の方での出席も可能ですということは記載させていただいているんですが、委員おっしゃるとおり、参加者を増やすためには、そういった代理の方でも出席できますというところをさらに強調させていただいたりして、よりたくさんの方に出席していただけるように検討していきたいと思っております。

問（12） 全部で8件あります。まず、4件伺います。

主要施策成果説明書 59 ページ、2 款 1 項 7 目の職員の衛生管理事業、長時間労働者に対する面接指導等についてなんですが、時間外勤務が 1 か月 100 時間以上となった職員が 3 人で医師面談の実施時期は 9 月に 3 人、3 月に 2 人となっており、この 3 月の 2 人がこの 9 月に面談を実施した職員と同一とされています。この 2 人について、この 3 月に再度面談を実施することとなった理由と、9 月の面談時以降、どのような対応を行っていったのか、お聞かせください。

次に、主要施策成果説明書 73 ページ、2 款 1 項 12 目 D X 推進事業、R P A システムの運用についてですが、予算見積りや歳入、歳出管理など、31 の業務で動作検証がされ、事務の効率化を図っているとのことですが、実際にどの程度これ活用されたのか。また、作業時間の削減など、R P A の導入による効果等であったのか、お聞かせください。

3 件目で主要成果説明書の 80 から 82 ページ、2 款 1 項 14 目総合住民情報管理事業、自治体情報システム標準化・共通化について、令和 7 年度は税業務や戸籍業務等の標準準拠システムへの移行対応を行うとともに標準準拠システムの利用も始まっていたようですが、このシステム移行や移行後の運用において、不具合や課題となったものがあったのか、お聞かせください。

4 件目で主要成果説明書 83 ページ、2 款 1 項 14 目情報系庁内 L A N 管理事業について、ファイアウォールやこのファイル無害化システムなどにより、この庁内ネットワークのセキュリティ対策を行っていますが、令和 7 年度においてこの外部からの不正アクセスなど検知、遮断した状況、どのようであったのか。また、実際に個別の対応が必要となるような情報セキュリティ上の事案があったのか、差し支えない範囲でお聞かせください。

答（秘書人事） 主要施策成果説明書 59 ページの衛生管理事業の長時間労働者に対する面接指導につきまして、こちら3名及び3月2名、面談を受けた職員につきましてはどちらも選挙管理委員会で選挙に関する長時間労働に対する指導でございます。どちらにつきましても選挙が終わったタイミングで時間外は減っておりますが、医師の面談の中で、そういった就業に関する配慮が必要な場合は、配慮指示を受けますが、どちらも配慮指示がございましたので、通常業務に戻っていただいております。

答（DX推進） 主要施策成果説明書 73 ページのRPAシステムの関係でございますが、こちら利用者としては令和7年度、計30名、利用回数としては149回のシステム利用がされております。連続する作業をまとめて一括で作業できるようなシステムでございますが、正直あまりちょっと活用がされていないのが正直なところかなというところがございますので、こちらは令和8年度から廃止をするというような形で取ってございます。

続きまして、主要施策成果の80ページの自治体情報システムの標準化・共通化対応ということで、こちら令和7年度において本格的に導入作業、移行作業が進んだわけですが、特段、移行については問題なく進んでいるんですが、実際、稼動したときに少し歳入の取り込みの部分で少し不具合が出て、そちらについてはこの令和8年度で何とか職員で対応しておるところですが、やっぱり職員の手作業で今なっておりますので、そこを何とか解消していきたいというところがある点でございます。

続きまして、主要施策成果83、84ページのセキュリティの関係でございますが、不正アクセスについては、特段、報告されているものはございませんでした。また、個別対応についても把握しているものはございません。

問（12） あと4件です。成果説明書の86ページ、2款1項14目情報系庁内LAN管理事業のあいち電子自治体推進協議会①のあいち電子申請・届出システム、主要・新規事業の概要No.3について、令和7年、先ほどもありました、このキャッシュレスの利用件数8件なんですけれども、この利用件数について8件、市としてどのようにこの8件を評価しているのか、お聞かせください。

2つ目に91ページ、2款1項18目防災活動事業について、大雨によるこの浸水への備えとして、令和7年度、市では土のうについてどのような対応を行ってきたのか。また、この市民から土のうを求められた場合の対応についてもお聞かせください。

3つ目に92ページの2款1項18目防災活動事業で防災倉庫、主要・新規事業の概要No.4に

ついて、避難所で使用する備蓄品等の増加により、既存の防災倉庫に不足が生じていることから、令和7年度高浜中学校と南中学校にそれぞれ1基ずつ追加設置をされたと。今回のこの追加設置によって、この両校については必要な保管場所を確保できたのか、お聞かせください。

4つ目に最後98ページ、2款2項1目市税賦課事業、被災者支援システム構築業務委託で主要・新規事業等の概要No.5について、令和7年度にこの被災者支援システムを構築し、総合防災訓練で実際に訓練で使用されたということですが、この訓練で運用した中で不具合や運用上の課題、また改善が必要とされた点などがあったのか、お聞かせください。

答（DX推進） 主要成果説明書86ページのあいち電子自治体推進協議会負担金、あいち電子申請システムの関係でございますが、こちら実際ほかにもいろいろ届出のほうは受け付けているというところがあって、届出システムの利用については年間で1,309件の利用があったんですが、このキャッシュレスを使ったというようなものについては8件というようなところでございます。

キャッシュレスでございますが、こちら税の証明につきましてはコンビニでも正直取れるようなところがございます。電子申請だとやはり電子で申請して、審査してお送りするまでに時間がかかりますので、お急ぎの方だとやっぱりなかなか利用がされないのかなというところもございますので、ただ、コンビニ交付とか利用できないような方で時間に余裕がある方はこういったようなシステムを使ってやっていただける、そういった選択肢が増えたことはいいことかなとは思っております。

今後についても、取れる証明を増やしていくというところで今進めております。

答（防災防犯） まず初めに、水防対策の土のうにつきましては、毎年、水防訓練を行う際に、土のうのほうは作製しております。そちらのほうを保管しまして、市民の方が必要だということが御連絡いただければ、お渡しをしております。

2つ目の質問の防災倉庫の件ですが、昨日議員の皆様には現地で見えていただいたように、各学校に1基ずつ計画的に防災倉庫のほうを増やさせていただいておりますが、昨日見ていただいたとおり、やはり避難所の資機材という関係で、ベッドとパーテーション、それから毛布だとかいったものを順次避難所となる施設の近くの防災倉庫に搬入をして、3年後には何とか整備をしていきたいというふうで考えております。

答（税務） 主要成果の98ページの被災者生活支援システムのことについてお答えいたします。

昨年訓練においての課題点、それから改善点があるかということですがけれども、なんせ初め

て実際に通しで使ったシステムなものですから、やはり日頃から操作していないとやっぱり操作に慣れていない部分というのはどうしてもございます。ですので、今後は定期的に操作に慣れていただく環境を整えていく必要があろうかなということを感じました。

問（12） 防災活動事業の土のうなんですけども、市民から求めがあれば、この土のうを提供しているということなんですけど、令和7年度はどの程度、利用があったのか。そして、市民が必要となった場合、どこでどのように受け取ることができるのか、お願いします。

もう一つ、被災者支援システム構築業務委託のところなんですけども、これ災害時、例えば停電とか通信障害によってシステムを通常どおり使用できないこともあるかと思うんですが、この今回の訓練でそうした場合の代替的な運用まで確認したのか、伺います。

答（都市政策部） 私のほうから、土のうの件についてお答えさせていただきますが、土のうについては基本的に土木グループが管理しておりまして、そちらについてどれぐらいの希望があったのかとかそういう点については、今ちょっとここ持ち合わせておりませんので、また後ほど8款のときの段階でお答えさせていただきたいと思います。

答（税務） 例えば停電などの状況での訓練をしたかということですが、前回の訓練のときにはもう通電している状態での訓練でしたので、停電時におけるその操作については確認はしておりません。

問（13） それでは、まず主要成果の46ページの入札について、まずお伺いいたします。

入札のまず落札率が90%台、90%以上は何件か、そのうちの95%以上は何件、そして98%以上は何件あるのかについてお伺いしたいと思います。一番高い落札率が何%でどれぐらいの事業があるのか、どんな事業があるのかについてお聞かせください。

答（財務） まず落札率95%以上については113件、落札率95%以上が87件、落札率98%以上が47件で、最も落札率が高いものとしては100%になりまして15件というふうになります。（後述訂正あり）

問（13） 最初のところって、今113件というのは90%以上でよかったですね。今ちょっと95っておっしゃったかなと思うけど、最初の113件は90%でよかったのかなっていうところと、ちょっとどのような事業が多いのかなっていうところについては、またお聞かせください。

それから、47ページの文書管理事業についてお伺いいたします。

令和7年度の市の顧問弁護士はどなたでしたでしょうか。教えてください。

それから、訴訟の受託者を見ると、ずっと毎回聞いている話なんですけど、いわゆる市は任期つ

きの職員は弁護士資格を持った職員、令和7年度何名いたのかっていう確認と、その方が訴訟の代理人、代理人っていうか市の職員として代理人、市長の代理人として訴訟の代理になることができるので、そういったことをなぜしていかないのかについてお聞かせください。

それから、法規集追録、いろいろ事務提要とかいろいろあるんですけど、このあたりについての利用実績についてはどのように評価されているのか、教えてください。

答（行政） まず、7年度の市の顧問弁護士でございます。7年度につきましては、顧問弁護士のほうは顧問弁護士の相談件数が減少したことから、7年度においては顧問弁護士は廃止しております。次に、任期付弁護士を代理人できないかということでございますが、訴訟方針としまして任期付きの弁護士につきましては、事業のまとめと法的評価の内部チェック、市の立場からの弁護士とのやり取りを行っておるため、訴訟の途中で任期が満了になる可能性もありますので任期付きの弁護士の職員を代理人とすることは考えておりません。

また、法規集の追録の利用実績でございます。数値としては持ち合わせておりませんが、それぞれ活用されております。

問（13） 今、訴訟の途中で任期が満了になる可能性があるって言って、それはその可能性は分かります。十分、分かるんですけど、そうなった場合は別に代理人契約を新たに結べばできるので、なるべく市の税金を使わないような形で十分、せっかく任期付きの職員いらっしゃって、今ちょっと何名いるかっていうのは令和7年度何名いらっしゃったのかちょっとよく分からなかったの、そこ答弁漏れなのでいただきたいのと、今、満了になってもできますよっていう話と、やはりそれだけがいわゆる外部の弁護士をいわゆる代理人にさせていただいてるっていう理解でいいのかっていうところと、あとオプションで、オプションじゃなくて何て言うんですかね、スポットで内容によっては、すごく特徴のある内容を聞きたいなって言ったときに、専門の弁護士、そこにたけた弁護士をスポットでお願いしてるっていうか、そういうような契約はなかったということでしょうか、7年度はどうなんでしょう。

答（行政） 7年度のまず内部任期付きの弁護士の職員は2名でございました。外部の代理人できないかという再度のお問合せですけれども、やはりそれぞれ弁護士さん得意な分野がございます。訴訟ということだと、そういった専門的な得意分野等はございますので、それらの得意な分野の弁護士をお願いしたいと考えております。

また、スポットの法律相談でございます。7年度はスポットで法律相談のほうを行いまして、5件ございました。

答（総務部） 任期付職員のほう 7 年度のときは、4 月の時点では 2 名おりました。

問（13） いわゆる離婚とか、いわゆる何て言いますか、相続とかいろんな分野があるんですよね。弁護士さん、すごくそういうのばかりやってる弁護士とかいらっしゃるんですけど、うちはいわゆる行政訴訟になるもんですから、逆に言えば、その任期付きの職員の方を行政訴訟に強い方をお仕事で来ていただくっていうところはそこは考えてないんでしょうかっていうところと、スポットの件についてはちょっとどういった契約になっていて、5 件…

委員長 倉田委員に申し上げます。

今、決算審査している委託事業から、だいぶかけ離れている部分があります。そのあたりちゃんと修正して質疑をしてください。

問（13） ですから、そういう職員を雇えば、この委託することがなくなるわけですから、だからあえて私は聞いてますので、そこについての市の考え方とそれからスポットについては契約がちょっと金額出てきてないから…

委員長 倉田委員に申し上げます。

スポットっていうのは実際にここの委託のどこにあるんですか。今、スポットについて聞いてみえるんですけど、どこにあるか分からないので分かるように明確にしてから質疑を行ってください。

問（13） だから、スポット契約をされてるのかなって聞いたら、されてるっていう話だったんだけど、それについては金額が全く出てきてないので、どういう契約で幾らだったのか分からないので教えてくださいって言ってます。

委員長 当局におかれましては、決算に関する部分だけお答えいただければ結構です。

答（行政） スポット契約と言ってますけど、委託契約ではなくて相談、謝礼のほうで行っております。任期付きの弁護士の件でございますが、7 年度決算とはかけ離れておりますので、ちょっと答弁のほうは差し控えさせていただきます。

委員長 結構です。

問（13） いや、かけ離れてませんよ。本当にそれだったらここ委託料いらないわけですので。結局スポットで 1 回幾らで、結局ここ金額も出てないので、それについては今分わからなければ後でも結構ですので教えてください。

48 ページの町内会のほうにまいります。

「委員長、総務部長」と発声するものあり。

委員長 総務部長、答弁されますか。

答（総務部） 金額出ております。9万3,500円でございます。

委員長 よろしかったですか。

問（13） 金額、出てる。出てるっておっしゃった、違う。

答（総務部） ですので、主要成果のほうにはないですけど、こちらのほうでは把握しております、9万3,500円でございます。

委員長 謝礼の部分ですね、先ほどの。はい、承知しました。

問（13） お答えいただければ結構ですので。9万3,500円もちょっとその単価がよく分からないんですけど。

町内会のほうで先ほど460世帯という御答弁があったんですけど、多分これ退会と入会、相殺しての460かなと思うので、それぞれ退会世帯数、それから入会世帯数を教えていただきたいのと、3月末の加入率、それから町内会ごとに加入率を教えてください。

答（総合政策） 町内会のまず退会と入会の数ということです。

令和7年度につきましては、まず青木町さんが退会が23、入会が5です。碧海町さん、退会が12、入会が2です。春日町さん、退会が108、入会が23。呉竹町さんが退会が27、入会が6。小池町さんが退会が12、入会が11。沢渡町さんが退会が21、入会が2。清水町さんが退会が10、入会がゼロ。新田町が退会、入会ともにゼロです。神明町さんが退会が42、入会が5。田戸町さんが退会が6、入会がゼロ。豊田町さんが退会が3、入会が1。八幡町さんが退会が27、入会が1。稗田町さんが退会が20、入会が4。二池町さんが退会が12、入会が4。本郷町さんが退会が23、入会が5。向山町さんが退会が60、入会が1。屋敷町さんが退会が16、入会が5。湯山町さんが退会が10、入会が3。芳川町さんが退会が12、入会が7。論地町さんが退会が30、入会が5ということで、全体の退会者数が474に対して、入会が90という形になります。先ほど、ちょっと黒川委員のときには、令和6年度の退会者数で460というような御説明を差し上げました。

3月末の加入率につきましては、こちらにつきましては我々のほう調査をしておりますのが毎回10月1日現在ということで調査をしておりますので、各町内の今の加入率等については把握ができておりません。ただし、今の入退会の数字を見ますと、やはりもともと7年10月1日現

在が 45.2%という数字でしたけども、それよりもまた下がってしまうというふうに思っております。

問（13） やっぱり今 45.2%で、今の数を聞くと 40%切っている可能性がすごく高いんですよね。そうするとやはり、その都度、その都度把握していただかないといけないと思うんですけど、それがちょっとできてないっていうのがすごく残念なんですけど。

これ退会する理由については今までも全然調査されてないんですけど、引き続きそうなんですか。ちょっとこれ本当にここが一番大事だと思うんですけど、どうなんでしょうか。

それから、もう一点としては、今、退会届は市役所のほうでは受理していない。入会はしてるけど退会はしてないんじゃないかっていう話があるんですけど、実際はどうなんでしょうか。

答（総合政策） 退会理由につきましては、プライベートな内容というところもありますので調査までっていうところありますけども、やはり現在加入率が下がってきてるということで町内会長さんからお聞きするところで行くと、例えば自分の住んでるところ周りの人が退会してしまったので私も退会しますよというようなことだとか、同居していた親が亡くなってしまったので、今回退会しますと、そういうような形で理由があるというのはお聞きをしております。

続きまして、退会の受理の部分につきましては、現状、今、退会届の受理は市役所のほうで行っておりませんで、各町内会長さんのほうで行っていただいている現状でございます。

問（13） 加入届はそのまま受理はされてるんですか、今の答弁でいくとっていうところと、退会届を市で受理しなくなった理由についてお聞かせいただきたいのと、あと、今、退会する理由についてプライベートと言われたんですけど、誰々さんちがこういうふうですよっていうのはプライベートかもしれないけど誰々さんちとか言わなければこれは全然プライベートでも何でもないの、やはりそこはしっかりどんな理由が多いのかっていうことについて私は把握する…
委員長 倉田議員に申し上げます。

町内会につきましては、いろんな様々な議員が一般質問やってます。その中において御答弁いただいている内容も結構ありますので、そのあたりをしっかりと精査して質疑を行ってください。細かく深く入りたいのであれば一般質問で行ってください。

ここは決算を審査する場ですので、よろしくお願いします。

問（13） あと、今の先ほどの答弁いただきたいのと、あとの「CHIKUWA!」（ちくわ）の使用料について、利用状況、利用者、利用率、費用対効果についてお答えください。

答（総合政策） まず、退会届を市役所で取らなくなった理由につきましては、各町内会長さん

からも御意見をいただきまして、やはり市役所のほうで受け取ってしまうということだと、退会の方がやはり市役所の窓口だと退会届等がやはり少しまだ出しやすいという、言い方は変ですけども、市役所に来て退会届を出すということで話し合い等もなかなかできないままに退会されてしまうということもあり得るので、できる限り町内会長さんのほうで受け取っていただくということが一番いいんじゃないかということで、昨年度から運用方針を変えております。

あと、加入届につきましては、基本的には町内会のほうで受けつけていただいておりますけども、市役所のほうでも加入については受け取らせていただくこともあります。

町内会の回覧板システムの利用状況についてですが、まず、今システム自体を導入して使っていただいているところ、もちろん会長さんだけというところもありますけど、そちらについては17町内会が使っております。会員まで下ろしているところが6町内会という状況の中で、利用状況というところですけども、利用率で全体で見ますと、パーセンテージでいくと5.9%ほどが使っているというような状況です。ペーパーレス化だったりとか情報伝達みたいところでシステムを入れることによって非常に進んでいくかというふうに思っていたんですけども、なかなかまだデジタルデバイドの関係もあってなかなかうまく使いこなせてないところもあります。ただ、一つの町内会のところでは、推進委員みたいなものを決めてペーパーレス化だとかデジタル化というところはかなり力を入れていただいてパーセンテージ的にももう50%台に来ているところもありますので、そういったところを皆さんに共有しながら普及をさせていくことも必要じゃないかというふうに考えております。

問（13） 49ページのほうにまいります。

地域内分権推進事業ということで、まちづくりサミットのことを書かれてるんですけど、こちらはまちづくりサミット、いわゆるまち協の会長、理事長、事務局長なんですけど、まち協っていうのはその地域の人、皆さん会員ということは市内に住んでる人みんな会員ですよっていうふうに理解なんですけど、なので公開をすべきかなと思うんですけど、その状況についてお聞かせいただきたいのと、あと、6月23日のふれあいプラザの利用についてということなんですけど、これちょっとよく内容が分からないので教えていただきたいのと、あと、前から言ってる南部ふれあいプラザのいわゆる管理委託料、こちらについても何か工夫ができていないのかなっていう感じがするんですね。やっぱり相変わらずほかのところの倍以上というところで、特に委託料のところ高くなってますよね。高いんだけど第1のほうについては、1階はほとんどふるふるとかが利用してるということを鑑みても、やはりそれ以上に、はっきり言ってちょっと

倍以上なんですよね。そのあたりはどのように、どうしてこういう状況になっているのかなというところについて御説明いただきたいのと、あと、各ふれあいプラザをいわゆる法人格のないところ、今まち協さんについては、多分これ法令改正によって、その法に基づくものに高浜市としてはしてるのかなと思うんですけど、そこはちょっと明確に今まで聞いたことはないんですけど。そうなった場合に、やはりなかなか法人化されてないところが管理委託するっていうところは難しいと思うんですけど、源泉徴収などそういった手続がされてるかどうかについてもお聞かせください。

答（総合政策） まず1点目、サミットの公開、非公開というところでは、現状、特に公開する、公開してないというところは決めてはいないんですけども、サミットの中で、おっしゃられたように各まち協の会長さん、事務局長さんがお話をされる場所がありますので、こういった御意見をいただきながら検討していきたいなというふうに思っております。

続きまして、サミットの内容、ふれあいプラザの利用についてというところになります。こちらにつきましては、利用のところをもう一回ちょっと皆さんに確認をしていただこうというところで、高浜市のコミュニティプラザの設置及び管理に関する条例のところで、プラザの設置目的とかプラザで実施できる事業、また、利用制限みたいなのを市のほうからお話をさせていただいて、各事務局長さん、当局さんと確認をしたというような内容でございます。

続きまして、南部ふれあいプラザの委託料が多いよというようなお話でございます。毎年、多分御答弁させていただいてる部分がありますが、南部ふれあいプラザにつきましては2つの館を指定管理で行わせていただいておりますので、こちらの分については光熱水費が含まれております。そういったところから、ほかのまち協さんよりも金額が高くなっているというふうな形になっております。しかしながら、おっしゃられるように運用の方法については、日々管理される団体さんともお話をしながら、より安価になるように努めていきたいというふうに考えております。

最後に、各ふれあいプラザの法人格の話が出ました。昨年もお聞きいただいた内容かと思えます。源泉徴収の部分につきましては、我々も調べてはいますけども、おおよそのところはもう基本的には源泉徴収できてると思っておるんですが、なかなかまだ把握しきれてないところもありますので、御意見いただいたところをしっかりと直していきたいというふうに思ってます。

問（13） これ利用の許可についてなんですけど、いわゆる今回これ委託ですよ。南部さんは指定管理だけど、南部以外は委託だもんですから、いわゆる使用を許可する許可権者は市長名に

なると思うんですよね。そうなる、いわゆる各まち協さんで、例えば直接利用の申込みがあった場合でも、まち協さんはそれを市にそれを利用許可していいかどうかというものを持ってきて、申請書を持ってきて、そこで許可証を出さなきゃいけないと思うんですけど、これすごい大変ですよね、まち協さん。一々市役所に持って来なきゃいけない、どういうやり方が分かんないんですけど、そのあたりどのようにされてるんでしょうか。

答（総合政策） 利用の許可の部分につきましてです。現状は結構、予約システムを入れておりますので、そちらで市のほうでも確認ができております。

利用許可については、基本的には、先ほどおっしゃられるように市のほうで許可をしていくというのが大原則でありますので、書類等はすぐに許可っていうところですぐに持ってくるというのはなかなか難しいところありますけども、システム上で我々も確認させていただいて許可をするみたいな形で進めさせていただいております。

問（13） 許可証自体は市が発行して、それをお渡ししてるっていうことでよかったのかなって確認と、あと、ページ変わって 50 ページのほうに行きます。吉浜ふれあいプラザのこの駐車場、ここについてこれはどこが入ってるのかなっていうところで、新たにちょっと吉浜人形の北側になりますかね、隣接するようなところにもすごく今お借りしているような状況があるんですけど、そこは入ってるのか、入っていないのか。吉浜ふれあいプラザ、まずこの 60 万円の場所、それからこの根拠についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、その下の工事請負費のところなんですけど、南部ふれあいプラザの改修工事、この内容についても併せてお聞かせください。

問（総合政策） 施設の許可については、市長名で許可を出しておりますので市のほうで許可をさせていただいております。

続きまして、吉浜ふれあいプラザの駐車場につきましてです。こちらで今、主要成果の 50 ページに載っている 60 万円の部分につきましては、吉浜ふれあいプラザの北側の砂利の駐車場のところがこれになりまして、委員おっしゃられた一番館ですかね、駅のほうの近くの駐車場につきましては、吉浜まち協さんのほうでお借りをしていただいております。市民予算枠のお金を使って必要だというところで申請を上げていただいて、それを原資にしてお借りをいただいているという状況でございます。

続きまして、南部ふれあいプラザの改修工事の内容につきましてですけども、内容といたしましては南部ふれあいプラザの非常階段がかなり劣化をしております、改修の工事が必要という

ことで非常階段の改修をまずやったのと、あわせて、建物間に屋根みたいな塀がありましたので、その撤去をするというところでこの２つの工事をやりまして、合わせて 418 万円というような工事内容でございます。

問（13） まず答弁漏れが、この 60 万円っていうものの根拠、金額、どんな積算根拠されてるのかなっていうのと、あともう一つは吉浜人形、一番館の隣ですね。そのところについては、市民予算枠の中でやられてるってことなんですけど、そういうことについても適正価格でやっていただいているのかどうかっていうところの確認をされているのかっていうところについてお聞きしたいのと、あと、南部ふれあいプラザの改修工事については、これ何で耐震工事のときにやらなかったのかなっていうのが１点目と、あと非常階段、それからひさしを取ったっていうところ、それぞれ幾らかかっているのかっていうところと、ひさしについてはこれ市がつけたんじゃないっていうところになると、やはりつけたところをきちんと判明して、そこにかかった費用をいただかないといけないんですけど、それについてはどのようなになっているのか、教えてください。

答（総合政策） 吉浜ふれあいプラザの駐車場につきましてですけども、まずお借りしている北側の 60 万円ということですが、こちらにつきましては、地主さんとの交渉によってこの金額を、契約をさせていただいてというところになります。

また、吉浜駅側のお借りしているところについては、１台当たり 5,000 円という形で 14 台分お借りをしているという形になります。そちらを出していただいてその分を市民予算枠で、今、予算づけをしてるというような状況でございます。

続きまして、南部ふれあいプラザの改修工事の部分でございます。耐震のとき、こちらにつきまして、そのときに状況としてどういうふうになっているのが私も分かってないところもあるんですけども、おっしゃられるように、１つの工事をやるときに一緒にやるっていうのは確かに良かったと思うんですが、非常階段の改修等もまだそのときは使えてたというところもあったんですけども、耐震工事があつたりだとか日がたつごとに劣化していくということもありましたので、そのときに劣化をしているというところで今回の工事に至ったというようなところなんです。

また、改修工事にかかった費用につきまして、それぞれ幾らかというところなんです。非常階段の改修につきましては、280 万円ほどかかっております。ひさしの部分の撤去につきましては 138 万円ほどかかっております。合わせると 418 万円というような形になります。

最後、ひさし、市がつけた、相手方がつけたんじゃないかみたいな話でございます。

こちらにつきましてはなかなか記録も残っていないという状況の中で、我々が保有してる、市

が保有している建物についてひさしというところだったので、我々のほうで撤去をさせていただいたというような理由でございます。

問（13） 南部ふれあいプラザの非常階段のところは、以前、塗装というふうに聞いたんですけど、塗装のほかには何か改修をされたんですかね。そこがちょっとよく分からなくて、塗装だけで280万っていうのはちょっとあり得ないなと思ったので、そのあたりの御説明いただきたいのと、ひさしを誰がつけたか分かんないっていうところについては、もう本当に公共施設の管理がすごく非常に問題があるなと思うんですけど。確かにうちじゃない場合はその記録がないのは当たり前の話なので、それについてはやはり聞き取りなどをすべきだと思うので、きちんとそれをするべきだと思うけども、今の話だとやらないのかなと思っちゃうんですけど、そのあたりはどうなのでしょう。

答（総合政策） 非常階段の改修の部分でございます。内容といたしましては、劣化した非常階段の改修、かなり柱だとか床ですかね、のところもかなり劣化しておりまして落ちそうだとところでその改修、あと、屋根をつけましたので不燃材の屋根の設置、あとは簡単な塗装というところで、これで非常階段の改修という工事になっております。

ひさしの部分につきまして、聞き取り等というところもございますけども、こちらのほうでもなかなか調べても出てこないというところもあります。ただ、現状、やはり我々の建物から出ているひさしだったというところが一番大きいところがあると思いますので、まずもって我々のほうで工事をさせていただいたという次第でございます。

問（13） 51 ページの情報公開事業について伺います。

これ文書量が多い場合や文書の特定が難しい場合、これ聞き取っていただけたところと聞き取っていただけないところがあって、これ聞き取っていただけたところはいいんですけど聞き取っていただけないところがすごくたくさんコピーしちゃってるとかそういう場合がありますので、非常にもったいない話にもなりますので、そこが何か全庁で統一化されてないなと思いますので、その部分についての市の見解と、あと、やはり情報公開っていうのはもう既にCDとかに焼くっていうことで、いわゆるコピーとか文書で紙ベースで出してないところって今どんどんどんどん増えてるんですけど、現在も多分、紙で出してるんであろうと思うんですけど、その確認と、紙で全て出してるのであれば、今でもそういう状況であれば、それについての見解についてまずお聞かせください。

答（行政） まず、対象文書がよく分からない場合、確認するかっていう全庁的なところってい

うのは、それぞれ情報公開というのは、担当課のほうで判断する話でございます。全庁的にそういった見解を統一するかということは、また今後、考えていきたいと思ひます。

また、現在、情報公開については、紙のみの交付となっております。今後、CD-Rで出すとかってということも視野に入れて検討してまいります。

問（13） 昨年度の公文書の公開請求の審査会の開催が9回ってなってるんですね。件数にしたら9年度の継続が10件で新規がゼロなんで、9件でもあり得るかなとは思ひんですけど、ただ、これ見ると次年度への継続が4件あるんですけど、これは審議尽くせない、それとも年度のぎりぎりに出てるのか、どういうことなのか、そのあたりについてお聞かせいただきたいのと、1件につき、これ審査会、大体、平均何回行われているのか、教えてください。

答（行政） 次年度、継続4件でございます。こちらにつきましては、6年度末にぎりぎりに出されたものが多いものでございます。あと、審査会の諮問された件数に対する審査会の件数ですがおおむね3回で答申を出しています。

問（13） 54 ページに飛びます。2款1項6目の市長及び副市長の行政活動事業ということで329万5,545円ということで、主な負担金ということで負担金のみこれ載ってるんですけど、私が以前、調書で見たときとかこれまでの答弁をお聞きすると、例えば不交付団体の自治体と皆さんで国のほうへ申入れをしたとか、あと、以前だとボートレースチケットショップを地域にある自治体の首長が集まって話し合いをしているとか、そのようないろんな私たち一般的に知らないような行政活動されてると思ひんですけど、そのあたり、主なもの、ちょっとこの行政活動329万5,000円で負担金しか載ってないもんですから、どういったことに今特に使われているかについて御説明いただきたいのと、あと、次55ページの2款1項7目の職員採用試験状況のところ、この表を見ると保健師は募集をしなかったってということなんではないでしょうか。まず、その確認をお願いしたいと思ひます。

委員長 倉田委員に1点確認しますが、市長及び副市長の行政活動について、負担金が記載されてるんですけど、負担金に付随するそれぞれの事業ということですか。何かこういった会議が催された、そういったそれに参加したとか、そういうのを確認したいとか、そのあたり明確にしてください。

問（13） 負担金は負担金だと思うので、どういったことで行政活動にこの費用を使ってこんなことやりましたよということで皆さんにお伝えできるんじゃないかなと思ひるので、お聞きしたいと思ひます。

委員長 負担金以外で決算に伴う事業とか会合についてお答えください。

答（秘書人事） この負担金のこちらの活動以外では、市長のここに含まれる内容といたしましては、市長の特別旅費であるとか、市長の交際費、このあたりも含まれております。そういったところが事業の全体として含まれております。また、消耗品費といたしまして、時事通信社の i J AMP（アイジャンプ）の購読料、そういったものも含まれております。

定員適正化事業につきまして、採用試験なんですけど、保健師は令和 7 年度は採用を行っておりません。

問（13） 先ほど言ったように、不交付団体の自治体の方が集まって国への申入れとかはされていないのかっていうこととか、ボートレースチケットショップのそれが自治体としてその地域にあるところについて、集まりとかそういうところ、そういうことの活動は令和 7 年度はされていないんですかね。そこを聞きたかったのと、あと保健師の募集なぜないのか、ちょっとよく分からないんですけど。やはり保健師さんって育休とかすごく取られることが多いので、なるべく多く取る必要があるのかなと思うんですけど、なぜこれなかったのかなっていうところについてお聞かせいただきたいと思います。

委員長 決算に伴うところで御答弁いただければと思います。

答（秘書人事） まず、市長会等で参加しておりますので、そちらから国に要望等は挙げさせていただいております。

採用試験の状況につきまして保健師につきましては、実は令和 6 年度に先行して職員を採用しておりましたので、令和 7 年度につきましては 6 年に先行して採用いたしましたので 7 年度は行っておりません。ただ、育休等によって職員が不足する場合がございますので、その場合は任期つきや会計年度で対応するようにしております。

問（13） 本当に人を採用して、市のため市民のためにお仕事頑張ってくださいということがすごい重要なので、ここすごい重要なんですけど、残念ながらこの土木技術職、建築技術職、それから、同じく土木技術職の経験者枠、建築技術職の経験者枠、それから保育士・教諭職の経験者枠が募集しても結局来てないっていうことなんですよ、この状況を見ると。これについてはそうなってくると、やはり職員の人員不足にもつながらないかなってすごく心配しておりますし、どのように評価して、どのようにこれまで 7 年度の工夫をされてきたのか、教えてください。

答（秘書人事） 私どもとしても、やはり土木、建築技術職や保育士・教諭職が採れないということは、非常に人材確保としては苦慮をしております。毎年、採用方法を変えてきておりまして、

まず令和6年度早期募集ということで通常の試験よりも専門職につきましては早く採用するというを行わせていただきました。令和7年度からは早期募集だけではなくて、こういった技術職であるとか保育職の経験がある方、5年以上の経験がある方は、筆記試験を免除とした形で採用試験を新たに増やさせていただきました。また、保育士につきましては令和6年度までは年2回、3回の募集であったところを、今回ちょっと最終的には応募がありませんでしたが、5回まで増やして募集をさせていただいております。また、保育士につきましては、令和7年度は保育士を募集する企業展に人事担当とこども育成グループの保育士で参加させていただいたりとか、あと、保育士の働き方を見せるためのパンフレットなども新たに作成をさせていただきました。

また、今年度になるんですけれども、早期募集をさらに早めて、4年生ではなく、大学3年生のうちに結果が出せるように採用試験をさらに早めさせていただくなどの工夫はさせていただいておりますが、やはりまだ苦慮する部分がありますので、今後も検討を進めていきたいと思っております。

副委員長 要望なんですけど、議事の。答弁と質疑は、明瞭、簡潔にお願いしたいということでお願いします。

委員長 ただいま副委員長から要望ありました。

かねてから何度もお伝えはしておりますが、質疑は、前置きが長い質疑が多いです。簡潔、明瞭にお願いします。

不規則発言あり

委員長 発言の許可してないですよ、倉田委員。

それから答弁に関しましても簡潔、明瞭にお願いいたします。

問(13) やはり適正化を目指したいっていうところに関して、今、他団体、また法人への出向について、どのような状況なのか、ちょっとここだけまず把握したいと思っております。例えば、総合サービスに2名、これは退職派遣されてるかなと思うんですけど、そのあたり。あと社協さん、今、厚労省さん、そのあたり、そのほかにもあるのかどうか、ちょっとこのあたりお聞きしたいと思っております。

委員長 決算に関係ある部分だけ御答弁願います。簡潔、明瞭にお願いします。

答（秘書人事） 出向者につきましては退職派遣で総合サービス 2 名、社会福祉協議会に 2 名、厚生労働省に 1 名、衣浦東部広域連合に 1 名、衣浦衛生組合に 1 名出向しております。

問（13） 退職派遣は、これは総合サービスだけでよかったですか。その確認だけお願いします。

委員長 関係あるところのみ御答弁ください。

答（秘書人事） 退職派遣は総合サービスだけでございます。

意（10） 要望なんですけども、聞き直すのはやめてください。質問していない人間でも聞いている話を質問者がなぜ聞き逃して、2 度も 3 度も聞くんですか、同じことを。それは先ほど言いましたよ。答弁ありましたよ。要望しておきます。委員長、お願いします。

委員長 委員長から注意申し上げます。

倉田委員、先ほどオウム返しのように答弁を繰り返す質疑で、そういったことはしないように。注意です。

「委員長、13 番。」と発声するものあり。

委員長 聞いてますか。注意です。復唱することないように、聞いてますか、注意です。分かりましたか。

問（13） 注意は分かりましたが、しっかりお答えいただければ私も確認することがないので、はっきり明瞭にお答えください。お願いいたします。

委員長 当局も誠意を持って答弁いただいております。

しっかりと繰り返すことのないように、繰り返したらまた注意申し上げますので。よろしいですか。

再開します。

問（13） 委員長、私たちの代表ですので、私が分からないものですから、ちゃんとそれを聞いていただけるように、議事進行をお願いしたいと思います、私からは。

58 ページの職員管理費のこの保育関係の研修、これ参加者非常にこれ少ないなと思うんですけど、このあたりは職員数が少なくてなかなか研修に出れないのか、どういう状況なのかお聞かせいただきたいと思います。やはり保育のレベルアップについては研修すごく必要だと思うんですけど、私から見ると非常に少ないかなと思うんですけど、そのあたりについて市の見解とかも併

せてお聞かせいただきたいのと、あと 59 ページの職員の衛生管理事業なんですけど、令和 7 年度のこの休職者は何名いたのか、教えてください。

委員長 簡潔、明瞭をお願いします。

答（秘書人事） 58 ページの研修につきましては、研修センターの研修についてはそれぞれの役職ごとに対象者が決まっておりますので、その人数が参加しております。また県内研修のセンター研修につきましては本人が手挙げをして希望者が受講するものでございますので、希望者が受講しております。また、保育士の研修につきましては、こちらにつきましてはこども育成グループで必要な保育士にその研修を受けさせるように人数を設定されておりますので、その人数が適正に受けられていると考えております。

続きまして、59 ページの休職者の人数になります。令和 7 年度の休職者につきましては 6 名でございます。

問（13） 61 ページの 2 款 1 項 8 目の（４）その他っていうところなんですけど、これそれぞれ費用が書かれていないっていうところと、どれぐらい費用がかけられていて、それに対する費用対効果も分からないのでまずそこを教えてくださいのと、あと 55 周年事業のこのデザイン謝礼っていうのは、これ公募されてなのかどういう形なのか、教えてください。

答（総合政策） 主要施策成果説明書の 61 ページのまず（４）の各取組に対する費用だとか効果についてでございます。まず、例えばインスタのフォローキャンペーンにつきましては、応募総数等が書いてありますけども、費用としては金額としては 1 万円がかかっておりまして、フォローしていただいた方で 5 名の方に冷凍とりめしをお渡しをしております。効果としては、フォロワー数が 361 増えたというようなところが大きな効果だというふうに思っています。

続きまして、LINE のアカウントの市民限定プレゼントキャンペーンにつきましても、これは景品として 4 万円ほどかかっておりまして、クオカード 2,000 円分を 20 枚出しております。応募者 414 っていうところだったんですけども、キャンペーンの期間によって増加した、受信設定を行っていただいた方が 677 人増えたというところで、必要な情報を届けるために受信設定を皆さんしていただけたというところでいいかなというふうに思っています。

続きまして、広報たかはまのクロスワードキャンペーンにつきましては、こちら 1 万円ほど経費がかかっておりまして、おかしやみづきのマカロンを 5 名様にプレゼントという形でやっております。こちらにつきましても広報をまず手に取っていただくこと、広報を読んでいただくことというところの中で非常に効果があったんじゃないかというふうに思っております。

続きまして、広報表紙デザイン謝礼の部分につきましてでございます。こちらについては公募はしておりませんで、高浜市出身の専門学生の方、いろんな賞を受賞されてる方にこちらから連絡を取らせていただいて、55周年ということでしたので、広報たかはまの12月号の表紙をつくっていただきたいというところで、デザイン料と謝礼込みでお支払いをしたものになります。

問（13） 64ページの公用車管理事業についてお伺いします。

自動車損害保険料っていうことなんですけど、この共済のお金ではなくてほかの自賠責の保険の件なんですけど、これ令和7年度の予算流用額のこの一覧表っていうのが調書のあそこの束の中に入ってるんですけど、この中で1つ、総務省消防庁より無償で貸与される消防団車両登録に当たり自賠責保険料を使用者が負担する必要がある、当初予算に計上されてなかったっていうことで予算流用されてるんですけど、これについては乗る前に気づいて、きちんとこれは保険かけられているのか、どんな状況だったのか、ちょっとこれ確認したいと思います。お願いします。

答（防災防犯） 消防車両につきましては、無償で消防車、総務省のほうから2分団のポンプ車のほうを今貸与していただいておりますが、納めていただいたのが2月でして、2月以降に乗ろうとすると、利用者負担、要は市のほうが負担するって形になったものですから、当初予算のときには上げていなくて、2月に車が来て運転をしたいがためについていうか、利用するために流用して保険に入ったものでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

問（13） その消防車っていうのはただ当初予算の計上時には来るっていうのは分かった、分かってなかった、どっちなんですかね。分かてるのであれば、これはいわゆる…

委員長 答えられる範囲で結構です。

答（防災防犯） 3月に来るという認識でございましたので、2月に来た時点で乗ろうとすると1か月分の保険代が必要ということで今回流用しております。

問（13） 65ページの駐車場管理業務委託についてお聞きします。

これも前から言ってるんですが、これサンコート三高、これについてはいわゆる住宅に住んでる方、いきいき広場の上の住宅に住んでる方の駐車場になりますので、それを行って来いになるのかもしれないんですけど、やはり事務を職員がするってなると事務の負担が大きくなるので、これについてはいまだにちょっとこのままで委託をされてるということになるんですけど、どのようにお考えなのか、ずっと継続されてるなっていうところと、あと、下の土地・建物借上料の旧大山会館のところなんですけど、大山会館、今、避難所としてしかこれ利用できないんですけど、現実、現地見ていただくと分かるんですけど、クモの巣は張ってるわ、虫は入ってるわ、ほ

こりだらけで、はっきり言って避難所としても利用ができないものですから、それについて結局、借上料が発生してるっていうところについてどのように市として考えているのか、お聞かせいただきたいのと、あと、その下に市役所本庁舎整備事業、いわゆるこのレンタルになりますので、全て管理は大和リースさんがされると思うんですけど、なかなか駐車場の草刈りの管理が全然できてないんですけど、これどういう契約になっているのか教えてください。現在もすごい草ぼうぼうになってますので、どういう契約になっているのか教えてください。

答（行政） 市役所の草刈りにつきましては、年2回行うような契約になっています。

答（財務） 駐車場管理業務委託については53万7,000円の委託料の支払いですが、駐車場の収入としては576万円収入があります。再開発当初からこのような契約をしておりますので、引き続き、これを継続する予定でございます。

答（総務部） 旧大山会館でございますが、当然、今後どうしていくかっていうのはまだこれからちょっと検討していきますが、当然もし壊すにしてもかなりやっぱり費用がかかってまいりますので、すぐにはちょっとなかなか壊すこともできませんので、その間、賃借料がかかるのは致し方ないかなというふうに考えております。

問（13） 66ページに行きます。

まず、市民予算枠事業交付金についてお伺いいたします。

まちづくり市民会議、こちらについての費用対効果と事業内容、それから、これ当初からいくと相当ずっと市民予算枠事業で交付されてるんですけど、累計幾らぐらいこれずっと交付されてきたのかなっていうところと、ずっと市民予算枠事業で継続されている理由についてもお聞かせいただきたいのと、その下の 트레이ディングケアさんなんですけど、多文化つながる事業ということで市民予算枠事業なんですけど、この 트레이ディングケアさん、後から出てきますけど、委託もしてるし、委託1、2、3本しているんですよね。委託もされた上でこの市民予算枠事業っていうのが、ちょっとなかなか、私、前も言ったけど理解できませんので、これについてはこういったやり方やってるとこあるんですか、県内に。どうなんでしょうか。そこも合わせてお聞きしたいと思います。

それから、三州瓦鬼師応援隊、こちらの交付金額についての金額の根拠と、それから費用対効果どのようであったのか。それから、Sansyutaoba、それからナチュラルスクールランチアクション高浜、こちらについても費用対効果と金額の根拠についてお聞かせください。

委員長 答えられる範囲で構いませんが、昨年と同じ内容で質問しているところもあります。分

かるように簡潔、明瞭にお答えください。

答（総合政策） 私からは、まず市民予算枠事業、協働推進型の高浜市民会議とトレイディングケアさんと鬼師応援隊のところです、こちらについてお話をさせていただきたいと思います。

高浜市民会議につきましては、子供の健全育成というところもありますけども、映画等をつくっていただいて、ずっと末永くいろいろやっていただいております。昨年度につきましては、「シン・タカハマ物語」という映画をつくっていただきまして、長いことずっと活動していただいているところでございます。累計の金額っていうのがすぐに把握できておりませんので、後ほど調べてお伝えさせていただきたいと思いますが、費用対効果みたいなところにつきましては、こういった事業を通じて、子供たちが高浜のことを好きになってもらったり、そして、そういった英語だとかそういったところに興味を持ってもらって次のステップについていうところが大きな効果ではないかなというふうに思っております。

続きまして、トレケアさんの部分、多文化つなぐ事業につきましては。こちらにつきましてはも様々な事業、外国籍の方を交流事業ということで地域の住民の方とつないでいただくっていう役割を担っていただいて市民予算枠やっております。もちろん今言われたように、ほかの多文化共生センターだとか、日本語教室みたいなところにいろんな委託をしながらこういった事業も積極的にやっていただいているというところで、市としても支援をしているという状況でございます。

事例として、そういった契約を分けてっていうところにつきましては、県内のほうではちょっと私のほうで把握しておりませんけども、必要な事業に対して必要な契約をするというところではいきますと、センターの事業だったり、日本語の教室の部分だったり、あとは多言語配信だったり、こういったものは1本1本契約をするっていうのは大事な事かなというふうに考えております。

また、三州鬼師応援隊につきましては、鬼みちまつりの開催等をやっていただいております。鬼みちまつり自体が観光協会から変わって、今、鬼師応援隊さんのほうで活動していただいております。本当に高浜の伝統っていうところもありますし、鬼みちまつりっていう秋で大きいお祭りがありますけども、やはりそこも市民の方がやはり瓦の文化みたいなところをずっと知っていくためには、そういったお祭りっていうのは必要なかなというふうに思っております。

毎年多くの方が来場されておまして、高浜のことを本当によく思っただけの一つのいいイベントになっていると思いますので、これからも支援をしていただける、できる限りですけど、

一緒に手をつないでやっていきたいと思います。

答（こども育成） S a n s y u - t a c o b a のサッカーを通じたまちづくり事業についてでございます。

こちらは、いわゆる市内の高浜の園児と高浜市の小学校1年、2年、3年、4年、5年、6年に対して、いわゆるサッカーに触れ合う機会を提供するという形で、園児には約10回ほど、小学生には20回ほどを行うことをまず健康づくり事業として行っております。

また、それとは別に昨年の1月17日ですかね。こちら2026年の1月17日のその1個前の年になってしまう、今年の1月になりますので、令和7年度事業になると思いますけれども、こちら食育の関係の講演会を行っておりまして、こちら管理栄養士を呼びまして、いわゆるメーカーの明治ですね。管理栄養士さんと呼んだ形で、いわゆるスポーツに即した形での体づくりについての講演会を行っております。費用につきましては、いわゆる報償の関係でそういうスポーツに触れ合うというところの中で謝礼等を予算化してまして、ほかにいわゆる食育の関係での会場費とか謝礼等で費用を計上しているものでございます。

答（総合政策） 答弁漏れで、高浜市民会議の例えば費用だとか、トレケアさんのつなぐ事業の費用だとか、鬼師応援隊の費用についてでございます。

市民会議のほうにつきましては、声優オーディションをやっていただいたり、ワークショップをやっていただいたりということで報償費だとか、あとは会場の使用料だとか、あとはチラシ等をつくっていただくための印刷製本費だとか、あとは「K i d s N o w（きずな）チャンネル」というものをつくっていただいておりますので、そういったテレビ事業の委託料だとかワークショップの会場費だとかっていうのが計上されております。

つなぐ事業につきましては、こちらにつきましても様々な事業をやっていただいております。農園事業をやっていただいたり、文化交流のためにお料理クラブをやっていただいたり、あとはダンスを通じて各イベントに出ていただいたりということ。あとは多文化つなぐフェスティバルということで、昨年センターが移転したところもありましてフェスティバルみたいなことをやっていただいております。そういったところに使う経費、報償費だとか消耗品費、そういったものがかかっております。

三州鬼師応援隊の部分につきましては、大きいところでいくと、ランプシェードづくりがあります。そちらの鬼師さんへの謝礼だとかそういったものが大きい部分になりますので、その後は鬼みちまつりの宣伝だとかそういったところのチラシだとかPR費みたいなところが含まれて

おります。

委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 1 分

再開 午後 3 時 9 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

答（財務） 主要施策成果説明書 46 ページ、入札契約検査管理事業で、13 番委員より落札率の御質問いただいたときに、私が 95%以上、113 件といったところは、90%以上、113 件です。訂正いたします。

委員長 それでは、2 款の総務費の続きから再開いたします。

先ほどの市民予算枠のところで答弁終了ということによろしいですか。ほかにまだ答弁漏れてるところが。よろしいですか。

答弁終了ですか。

答弁なし

委員長 ほかに。

問（13） ナチュラルスクールランチアクションについては御説明がなかったのと、あと、やはりこれらについては土曜日とか日曜日とかに開催されるものが多かったりしてて、これらについていわゆる共同事業っていうのは、本来、将来的には行政がやらなきゃいけないものになってくると思うと、市民と行政が協働したってことになる、どれぐらい職員がこれ関わってきてるのか。それについて、各この推進事業について教えていただけますか。これ本当に職員の負担にもなるかと思うので、どれぐらい職員が関わっているのか。どこのグループが何人関わって、何回ぐらい関わってるのか教えていただきたいのと、あと、その下の地域一括交付金。これ以前、団体名が入ってたんですけど、今、団体名入らなくなっちゃって、これ全然何が何だか分かんなくなっちゃったので団体名を教えていただきたいのと、それぞれの金額、まずそこまでお願いしたいと思います。

答（市民部） ナチュラルスクールランチアクション高浜のことですけども、共同事業の実績報告だとか今手持ち持ってませんので、またグループリーダーのほうから答弁させていただきます。

答（こども育成） サッカーを通じたまちづくり事業でございますが、いわゆる放課後居場所事業の中で、いわゆるサッカーの触れ合い、指導等していただいております、それについては職員が特に入っているものではございません。

また、食育の講演会につきましては、市の職員のほうですね、いわゆる食育活動、カワラッキー賞とかそういうものの周知、展示をする場の機会として捉え、いわゆる会場の後ろ側にそういうカワラッキー賞を受賞した児童の作品を掲示するとともに、席にいわゆる食育のパンフレット等を置きながら啓発をするというようなことを行っております。

実際にはその講演会に直接関わるというのではなく、コラボしながら食育活動するというような形を行っていました。

答（総合政策） まず、高浜（まち）づくり市民会議に職員がどれぐらい関わってるかというところでは。

こちらにつきましてはワークショップ等がかなりありまして、月、本当に土日2回ほど職員が半日程度ずっと関わってやっております。

続きまして、多文化つながる事業につきましては、昨年度でいきますと、「多文化つながるフェスティバル」というのが一つ、1日やっております。あと、「まぜこぜもちよりワークショップ」というワークショップをやらせていただいておりますので、そこに職員が半日ほどどちらも入っております。

あと、三州瓦鬼師応援隊の部分につきましては、シン・鬼みちまつりのほうで少し職員のほうで対応してるところがありますけども、それ以外については特に対応はしておりません。

その後、私のほうから地域一括交付型の団体名の内訳をお伝えさせていただきたいと思います。まず、南部まちづくり協議会さんが456万1,000円、おやじの会さんが100万円、これが南部地区になります。続きまして、吉浜まちづくり協議会さんが739万8,000円、人形小路の会が417万円、これが吉浜地区です。翼のほうが、翼まち協さんが492万5,000円、湯山クラブが311万円、飛翔（つばさ）の会が481万円、これが翼地区になります。

すいません、訂正します。翼まち協さんのほうもう一回言います、3つ。

翼まち協が492万5,000円、湯山クラブが31万1,000円、飛翔（つばさ）の会が48万1,000円。

高浜まち協さんは一括になってますけど、770 万 8,000 円ですね。高浜まち協さんにつきましては、583 万 9,000 円、高浜小学校 P T A さんに 42 万 7,000 円、これが合計で 3,682 万円というふうになります。

問（13） 地域一括交付金とか協働推進もそうなんですけど、このあたりについてはいわゆる計画でいわゆる執行残とか出たものについては返してもらってるのか。それから、各地区の交付金については、これ前からずっとまち協さん言ってるんですけど、今回はこれいわゆる留保されてるお金とか、あと次年に繰り越すものとかそういったものはこれ全部活用されているのか、そのあたりについてお聞かせいただきたいのと、あとこれイベント、各一括交付型のおやじの会とかまち協さんとか人形小路の会とかいろいろあるんですけど、そこがそのまま事業を使って活動されるのはいいんですけど、そこがまた委託をしてるものについてどんなものがある、幾らなのかについて、これを教えていただきたいと思うんですけど。

答（総合政策） まず、返還してるかどうかというところにつきましては、こちら主要成果の 66 ページに載っています協働推進型だとか地域一括交付型につきましては、やれてない部分、計画になかった部分についてやれてなかった部分だとかっていう部分については返還をしっかりとっていただいております。

先ほど内部留保というところで繰越金の話が出ましたが、こちらにつきましては地域内分権推進事業のほうで、こちら市のほうが本来やるってところを地域にお願いしてる部分で、創意工夫をしていただいて少しでも安価になった部分については、そういった形で繰越しをしていただいているというような理解でお願いしたいと思います。

市民予算枠を使ったイベント、再委託どうだっていうところです。

ちょっと私のほうで調べきれっておりませんが、例えば港地区さんでいくと、例えばイベントで川まつりみたいなのをやっております。こちらについてはおやじの会さんが主催でやっておりまして、20 万ほどかけてやっていただいておりますけども、そこから何かに再委託してるかっていうのは、ちょっとこちらのほうでは今把握ができておりません。

また、吉浜地区、翼地区についてもそれぞれお祭りをやっておりますので、そちらの金額についてはこちらである程度把握はできているんですけども、それ以上にそれを例えば準備するために委託を使うとかそういったところまでは、しっかり把握はできておりません。

問（13） だから今の答弁だと分かりにくいんですよね。内部留保とか繰越金については、それを結局そのままっていうことになっちゃうんですよね、今の答弁だと。違うんですか。それは全

部使ってるんですか。

答（総合政策） 一括交付型も協働推進型もお金、やっぱりなかなか我々のほうも財政が苦しくなってくるという中で、皆さんにはそのあたりは削減削減でやっていただいております。

先ほどお伝えした内部留保というか繰越しの部分をそういったところにさせていただいて、市民のためによりよいイベントないし、事業を展開していただくためにそういったところに使っていただいておりますので、御理解いただければと思います。

問（13） ちょっとはつきりしないんですね。結局、繰越しと内部留保はゼロってということなのかどうかっていうところがはつきり分かんないので、そのあたりはつきりお答えできるのであればお答えいただきたいと思います。

67 ページに行きます。

地域日本語教室推進業務委託、これは随契かなと思いますのでその理由と、それから、子育てサロンと日本語教育、こちらをされているということなんですけど、利用者数は延べ人数ってなってるんですね。延べ人数だと、結局 41 回、同じ人がずっと参加してたら、結局 4 人ぐらいになっちゃうんですね、延べ人数じゃないと。なので、これ延べ人数じゃない人数っていうのをやっぱりしっかり把握したいなと思いますので、利用者の延べ人数でない人数、何人の方が一体利用しているのかについてお聞かせいただきたいのと、これ多文化共生コミュニティセンターの運営等の利用者数、ここも同じなんですよ。延べ人数ではなくて、延べだと同じ人が毎日毎日やってればすごい人数になるんだけど、そうじゃない人数についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、その下の委託のところなんですけど、ここではなくてもう一個の先ほどの 트레이ディングケア、多文化つながる事業、どちらでやってるか分かんないんですけど、やはり外国の方がお困りごと、相談ごとで、やはりここだけで解決できないことっていっぱいあると思うんですね。いろんな行政の手續だとか、あと今後行政のサービスを使わなきゃいけないとか、すごく多岐にわたっていろんな相談が入ってくると思うんですけど、それについて、やはりどこの部署に行っているのか、どこに行っているのかっていうのをなかなか外国の方は分からないと思うので、そういった御案内で一緒について来て通訳をするとか、そういうことについての実績を教えてくださいたいと思いますし、あと 트레이ディングケアさんですか、いわゆる通訳ができる方っていうのはいらっしゃるんですかね。いらっしゃれば何語が対応されているのかについても併せてお聞かせいただきたいと思います。

委員長 委託の中身で御答弁いただきたいと思いますので。

答（総合政策） まず、内部留保の話が出てましたので、まず内部留保をお伝えします。

令和7年度の積立てとか残ってるお金の部分につきましては、各まち協さんごと申し上げますと、南部まちづくり協議会が137万6,000円、吉浜まちづくり協議会が197万6,000円、翼まち協さんが93万8,000円、高取まち協さんが273万5,000円、高浜まち協さんが210万9,000円という形になっております。

あと、吉浜まち協さんのほうにつきましては基金に積立てということをやっておられますので、その基金に積み立ててる金額が452万5,000円というものが別にあります。

延べ人数の話で、多文化共生コミュニティセンターの延べ人数だとか子育てサロンとか日本語教室の延べ人数についてです。

今回、9月の議会の答弁でも申し上げましたけども、コミュニティセンターにつきましては、延べ人数については大体700人だというふうな形で管理人のほうから伺っております。サロン、日本語教室についてもリピーターが多いというところがありますので、大体、日本語教室についても毎日やっておりますし、サロンについても週1回でやらせていただいておりますので、リピーターが多いというふうに考えると、これを割る5とか割る7とかそういったような形がおおよそその延べ人数になるかというふうに推計しております。

あと、随契理由につきましては、日本語教室についても多文化共生コミュニティセンターにつきましても、やはり現在高浜市と多文化共生を推進していくというところで 트레이ディングケアさんと連携協定を令和2年のときに結んでおりますので、それに従ってやはり継続でやはりそういった共生事業を続けていくためには必要だというところで理由をもってして契約をしております。

あと、通訳者の内容、通訳については常駐している職員がいますので、ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語、もちろん日本語、英語、こちらはお話ができます。あとはカタログポケットとか翻訳機能を使いまして、ほかの言語につきましては対応させていただいているというところでございます。

あと通訳する、対応できるかっていうところですね。現状、なかなかセンターに来ていただいた方を我々もその課題等を受け取って市のほうに伝えるということ是可以するんですけども、なかなか通訳の方をそのまま一緒に市役所のほうに帯同してっていうことまではできておりません。市役所のほうにも別の通訳いますので、まずは一步として一元化窓口としてお困りごとをお伺い

して、そこで対応できる分は対応させていただいて、難しい部分については電話等で市役所の部署のほうにつないで、その市民の方に行っていただく。そういうような形を取らせていただいております。

問（13） これ 트레이ディングケアさんと学校との連携はどうですか。今現状はどのようなのかなと思うんですけど、いかがでしょう。

答（総合政策） 特段、教育機関、学校さんとかそういっただけでもないですけども、やはりいろんな子供さんでも学校になかなか言葉が通じなかったり言葉が分からないということで、学校に行けない方もいらっしゃる。そういった方についてはセンターのほうにやっぱり相談に来たりだとか、センターのほうでやっぱり日本語を教えてほしいだとかそういった部分もありますので、特段、直接的に何か連携がということはなかなか難しいのかもしれませんが、実際に子供たちはやっぱりそういったところでセンターを使っているという現状はございます。

問（13） センターを使ってるのはいいんだけど、やっぱり子供じゃなくてそこは大人が入って、トレーディングさんがせっかくやってるから、そこは学校とつながって協力体制やるんだけど、今の話だとなんだかなと思うんですけど。

68 ページの 2 款 1 項 12 目の使用料賃借料というところの空き店舗等使用。これがいわゆる以前 트레이ディングケアさんが入ってたところの賃借料が、いわゆる途中から女性文化センターに変わったので、これ 2 段階でね、青木町四丁目 5 番地の 26 は 99 万円、8 月 31 日まで。7 月 1 日から女性文化センターで 33 万 9,440 円なんですけど、いわゆる女性文化センターのほうがずっとお安いってことです。そういうことになると、当初から私はずっと言ってたんですよ、ここ耐震がないのに何で使ってたってことになると、非常にこれ結局もったいなかったなと思うんですよ、そういう意味で。だから、そのあたりの市の考えもちょっとお聞かせいただきたいのと、あと、その下のふるさと応援交付金、先ほどから私どうなんだって言うことで言ってるんですけど、これ非常に分かりにくくて、そのふるさと応援交付金というのは結局幾らその年に入ってくるか分かんないもんだから、これ計画どうやって立ててるのかなっていうのが不思議で、なのでこれ交付申請が例えば令和 7 年度分についてはいつまでに交付申請をして、それについていつこれ支払いをされたのかっていうところについて、まずお聞かせいただきたいなと思います。

答（総合政策） まず、以前使っていた空き店舗の部分でございます。こちらにつきましては、やはりセンターの利用者がかなり多くなってきていて、もともとのセンター使っていた場所もか

なり手狭になってきたということもありました。

また、あわせて女性文化センターの活用というところもありまして、移転をしたっていうところになります。なので、別に以前借りていたところが無駄だったじゃないかっていうような話ではないっていうふうに思っておりますので、やっぱり利用者がかなりセンターを認知して使いやすくなってきたというところで手狭になってきたので移転したというふうに理解をしております。

ふるさと応援交付金の部分につきましては、まず今回、実績で上がってる令和7年度の金額、149万4,000円という数字がございます。こちらにつきましては、令和6年の1月から12月に入ったふるさと応援交付金の各交付団体に向けて寄附をするよというふうに言っていたところがありまして、その金額が149万4,000円になります。

それを根拠として、そのお金をそのまま使うというわけではなくて、その数字を根拠として市のほうで歳出を組ませていただいて、各交付団体に支給をしているという形になります。

交付のスケジュールについては、先ほど申し上げたとおり、令和6年1月から12月の金額が固まって、令和7年の1月に内々示ということで、こういった金額が各団体さんに寄附をしますよというのが出ているというのをお伝えします。年明けて令和7年の4月にすぐに計画申請書を出していただいて、交付金を支払うのは大体令和7年の5月もしくは6月ぐらいにお支払いをしてるという形になります。

問(13) これすごい不思議で、令和6年の1月から12月にいただいたふるさと応援寄附金を令和7年度に皆さんに納めていただいた事業ごと、交付団体ごとに交付するっていう形になるかと思うんですけど、これ年度が変わってきちゃうんですね。このいただいた年といわゆる歳入と歳出が年度変わっちゃうんですけど、それについてこれ問題はないんでしょうか。これどうなのかなってすごい思うんですけど、いかがでしょうか。

答(総合政策) 先ほど申し上げたとおり、1月から12月に入ったお金ですね、これを根拠に我々としては市の一般財源を使って、翌年度、この応援交付金をお支払いしてるという形になります。

なので、いただいたお金については、それはもちろん算定根拠にさせていただいているところなので、お金自体はその年の活力ある事業というところに充てさせていただけるという状況になります。

問(13) 今の答弁でいけば、法的には問題ないというふうに考えてるってことでいいんですよ

ね。

答（総合政策） 問題ないと考えております。

問（13） 69 ページ、アシタのたかはま研究事業についてお伺いします。

ざっくばらんなカフェの開催ということで「ハツヒロのつくり方」ということで内容が書かれてるんですけど、これ目的と費用対効果についてお聞かせいただきたいのと、その下の高浜市平和都市宣言・原爆パネル展示、VR ゴーグルの利用者数についてもお聞かせください。

答（総合政策） まず、ざっくばらんなカフェにつきましては、いろんな立場の参加者の方と対話、交流を通じまして新たな気づきだとか、新たなつながりを、そして新たな何かを発見していく、生み出していくということです。ずっと日福さんと協力をしてやってきているものになります。

前市長さんに今回、令和7年度は来ていただいて、多くの方、54 名の方に参加していただきました。そういったところでいろんな経験とかいろんなものをフィードバックしていただきながら、また新しい高浜、これからの高浜を考えていくという部分でも非常にいい機会になったんじゃないかというふうに思っております。

また、平和都市宣言の部分のVR ゴーグルの利用者については、わくわくフェスティバルと会議棟2日間やりまして、来場者としては150 名ほどいらっしゃいました。VR ゴーグルを実際に体験された方は50 名程だと記憶しております。

問（13） 70 ページの公共施設総合管理計画の推進事業の公共施設FMシステム利用料。これちょっと結果がどういうものにつながってるのか、成果がどのようなものかよく分からないので教えていただきたいと思います。費用対効果についても併せてお願いいたします。

それから、71 ページのふるさと応援事業なんですけど、これ毎年私聞いていることなんですけど、結局、先ほどふるさと応援寄附金の金額が、出てっちゃったお金があったんですけど、出てったお金はマイナスになっちゃうんですね。それにプラス応援寄附金のお金、それから委託料のお金、それから手数料のお金、様々な、それから返礼品のお金とかいろいろ経費がかかってくると思うんですけど、結果的にこのふるさと応援事業をやることによって市の歳入歳出、多分マイナスまたなっちゃってるんじゃないかなと思うんですけど、結果的に幾らになったのか、教えてください。

答（総合政策） ふるさと納税、最終的にはどういうふうに金額になったかということです。

令和7年度につきましては、先ほど言ったように、高浜市民の方が外に出た件数が今4,244 件に対して1億7,564万9,489 円という数字がありました。歳入につきましては、受け取った金額

は 5,400 万 4,000 円になります。歳出につきましては、こちら 71 ページに載っている 2,367 万 6,040 円というふうになりますので、差し引きをいたしますとマイナスの 1 億 4,532 万 1,529 円になります。

委員長 こちらにつきましては、事業概要について、予算編成時、それから何度となくこういう機会に質疑をされてみます。答弁いただけてます。分かるように、ちょっとお分かりになられてみえないようなので、分かるように簡潔明瞭に説明してあげてください。

答（財務） 70 ページの公共施設等ファシリティマネジメントシステム利用料です。

こちらはまず、施設の工事履歴だとか点検結果を取り込んで、公共施設の情報をデータ管理するためのシステムです。システム利用を開始して、令和 6 年度から開始して 2 年になりますけど、まだデータ蓄積のところで課題があります。

特に令和 6 年度導入前の過去の改修工事についてのデータがまだ蓄積されてないということで、まだ目に見えた成果が出てないので成果が出せるように引き続き努力してまいります。

問（13） 78、79 ページにまいります。

2 款 1 項 14 目の電算管理費の歳入システム関係ということで、この表を見ると、最初、岡崎信金さんに指定金融機関さんと契約をしてたかなと思うんですけど、途中から 1 月からさくらケーシーエスさんですか。これ変わってるんですけど、こういった経緯でこのようになったのか、教えていただけますか。

答（DX 推進） こちらにつきましては、システムの標準化に伴いまして、これまで受けていてくれてた業者、岡崎信用金庫から、またさらに M U T B O っていうところが受けてるんですけど、そこがもう事業撤退をいたしまして、事業が受けれないということで、それに伴って委託先が変わったというところになります。

問（13） 84 ページの複合機借上についてお伺いします。

今回、導入台数でモノクロ 8 台、カラー 3 台、それからプリンター 22 台と管理システム機器 1 台ということで、これ一括の入札になってるのか。それとも、たまたまこれ合計になってるのか。こういったような契約になっているのか。契約の詳細についても、こういった契約方針を取っているのか、教えてください。

それから、92 ページの昨日視察に行った防災倉庫の件なんですけど、これいわゆる金額が 2 基で、657 万 8,000 円なんですけど、これ確認申請もこれはここに入ってるのか。それとも市の職員がしたのか、そのあたりについてもお聞かせください。

委員長 建築確認につきましては、昨日現地で説明がありましたので、その質疑については省かせていただきます。

昨日、説明ありましたよ。説明員の方が説明しっかり、建築確認も含めまして説明してみました。皆さんお聞きになられてみえると思います。

「金額も含まれるってことですか。」と発声するものあり。

「資料に書いてある。」と発声するものあり。

「じゃあ、結構です。」と発声するものあり。

委員長 では、答弁願います。

答（DX推進） 主要政策成果 84 ページ、複合機等借上でございますが、こちらにつきましては、こちらに記載の台数一括で契約の事務を進めて契約しているというところでございます。

問（13） 94 ページの社会福祉費支給事業等補助金返還金で、下から2つ目の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（あ・うん整備分）返還金、これ返還されたっていうことなんですよ。この返還されることになった経緯、とりあえずそこまでお願いします。

答（介護障がい） 返還する経緯にありましたのは、あ・うんがそのまま廃止になったことが要因でございます。

スプリンクラーをつけた補助金のときも財産処分年限がまだ超えていなかったために、2年分になりますが、その分を返還したことになります。

問（13） スプリンクラーは、いつつけられたのかっていうことと、あと決算書のほうにもこれ載ってきてるんですけど、これ、あ・うんは、令和7年度から施設が廃止になったんですけど、土地は当初これ途中買ってるんですよ、購入されてるってことで、なのに廃止になっちゃってるってことで、土地、何年に幾らで買ったのかについても併せて教えていただけますか。後でも結構です、今分からなければ。

それから、95 ページの一番下のところの子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金ってあるんですけど、これ最初の全体場で話した、これ同じなのか別なのかちょっとここで上がっていることについて説明、一緒をお願いできたらなと思います。

答（こども育成） 子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金でございます。

こちらは種類としては同じになりますが、年度が違いまして、いわゆる令和6年度の給付に対

する返還になります。今回上がっているのは、令和7年度の給付に対しての差異になるので、年度が違うというふうに御理解いただければと思います。

答（介護障がい） あ・うんのスプリンクラーについてですが、まず設置が平成29年6月29日に設置完了という形になっております。

2問目の、あ・うんの土地はいつ取得したのかというところになりますが、令和2年度に約3,500万円で購入をしております。

問（13） 97ページの市税賦課事業の窓口サービス事業、高浜市総合サービスについてお聞きします。

これ委託といえども、常時これは窓口、いわゆるこれ市民窓口の職員だと思うんですけど、これ当時は何名の方がいらっしゃるのか。それから、リーダーと呼ばれる方がここに常時いらっしゃるのか。その確認をまずしたいと思います。

それから98ページの先ほどから話に出てる被災者生活再建支援システムのサービス構成。これが、先ほどからお話していると、税務なのか防災なのか、どこがまず中心に管理をされてるのかっていうところと、結局、この避難行動要支援者システムは地域福祉だし、それから被災者台帳のシステムは、これは多分、被災者台帳だちょっとどこになるかよく分かんないし、それから罹災はこれは罹災証明は税なのかなと思うと、それぞれがバラバラにちょっと、ただこれを一元化することによって、すごく能登のほうでこのシステムが活用されたことによって罹災証明が出たり、その人にとってどれぐらいの補助金とか何ができるのかっていうのがすごく明確になったってことなんですけど、そのあたりが結局どこが最終的に管理をしていくのか。私は防災がいいんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりについて一度確認したいと思います。

答（税務） 97ページの窓口業務委託のところですね。これ税務グループの内容になりますが、お答えいたします。

窓口には常時4名がいらっしゃいます。それから、リーダーの方がいらっしゃるかいらないかについては、これはいらっしゃるということをお願いいたします。

それから、98ページの被災者支援システムの話ですけれども、被害認定調査をしてからの例えば画像ですとか、そういったのを取り込むシステムも税務グループのところに置いてありますので、しかももともと導入したのも税務グループということですので、基本システムについては税務グループが所管しておると。

ただ、当然、委員おっしゃられたように、避難行動要支援者とか被災者台帳というシステムが

あるんですが、実際稼動するときにはL G W A Nのつながってるノートパソコンでもって、それぞれの部署がそのシステムを開いて管理することができる形になりますので、基本、システムについては税務グループで所管してるという形になります。

問（13） 税務グループのリーダーっていうのは、この4名に含まれてるのか、リーダーはほかのところと兼務なのかどうかっていうところを確認したいのと、あとこのシステムなんですけど、さっき11月16日の防災訓練の際に使ってみましたっていう話なんですけど、結局このシステムは地域福祉も使えないと意味がないし、できるだけ多くの方が使えないと意味ないと思うんですよね。特に罹災証明につきましては、なかなか何も知らない人ができるってことではないので、実際、今このシステムが使えるのがどれぐらいの人数の方が見えるのか。それから、この訓練、どれぐらいの方が参加されたのかなと思うんですね、この入力システムっていうのが。なので、その確認をしたいのと、今後、やっぱりこれ繰り返し、繰り返しやっていかないと忘れちゃうとかそういうのもありますので、そういう必要性もあるかなと思うんですけど、市としての考えも併せてお聞かせください。

それから、101ページの先ほどのマイナンバーカードの交付っていうことで、いわゆる更新の時期が来たから増えてるんじゃないかっていう話だったんですけど、更新ではなくって、新規はどうなんですかね。増えてない感じなんですかね。そのあたりについても併せてお聞かせいただきたいのと、あと102ページの窓口業務、こちらについては多分市民窓口だと思うので、こちらについても同じ質問で、何名で、いわゆるリーダーの方が常時いるのかいないのか、そのあたりについてもお聞かせください。

答（税務） 主要成果の97ページの窓口業務委託において、リーダーの件ですけれども、これは税務グループのいらっしゃる方においてリーダーなので、ほかで兼務されてるかどうかということですが、税務のその窓口業務としてのリーダーがいらっしゃるということでお願いいたします。

続いて、被災者システムのことですけれども、そのシステムを主に使うことのできる者については、私を含め現状2名ということでお願いいたします。

それから、昨年の防災訓練の参加者につきましては、これは税務グループ職員全員を対象にしていますので、20名弱の者が参加をしております。

このシステムの必要性、訓練のときだけだとなかなか操作が覚えられないというところですが、そこにつきましては、今後、訓練以外でもそのシステムに触れることのできる機会を設

ける必要があるのかなというのは考えております。

答（市民窓口） 主要成果 101 ページのマイナンバーカードのことについてでございます。

マイナンバーカードの交付で、10 年更新が大体どれぐらいかっているところなんですけども、大体 5,000 件ぐらいが、ここで書かれている 8,553 件ありますけども、そのうちの約 5,000 件ぐらいが更新というふうに聞いておりますので、残りの方が新しくつくられるとか、失くしちゃったから作り直すといった方になります。

続きまして、102 ページのほうの窓口業務委託でございますが、こちらにつきましてはリーダーが 1 名、市民窓口のこちらに 1 名で、それ以外の方が 6 名いらっしゃるというふうに聞いてございます。

答（市民部） 先ほどの被災者生活再建支援システムでございますが、令和 7 年度に導入しました。この一番の特徴はやはり被災者を一元的に管理する、役所の中はどちらかというと業務ごとに役割分担がされておりますが、その 1 人の被災者に対して横串を刺して一元的に管理をするというのがこのシステムの一番いいところでございますので、今年度も含めて、少しずつここを一元管理して、罹災証明の発行も税務の職員に限らず、より多くの人が発行できるような体制を構築していきたいというふうに考えております。

問（13） そうですね、今部長おっしゃってくださった、地域福祉のほうが多分使われてるのか使えてないのか、今の答弁だとよく分からなかったもので、やはり皆さんが使えるようにしていただきたいと思います。

109 ページの 2 款 5 項 2 目の諸統計事業、いわゆる令和 7 年度の国勢調査なんですけど、結果的に国調人口が何人だったのか、その差についても教えてください。

それから、110 ページの各種監査等というところで基金運用状況の監査をされてるんですけど、土地開発基金についてはこれいわゆる監査委員の意見書っていうのがないんですけど、それについてなぜないのかについて教えてください。

それから、2 款の最後 112 ページなんですけど、基金運用事業なんですけど、先ほどから言っているように、いわゆる利子、金利がだいぶ変わってくるということで、基金の積立て先を今後変えたりとか、そのあたりのお考えについてはどうなのか。利子が今回この金額が載ってるんですけど、そのあたりについても市としての 7 年度の決算について御意見をお願いいたします。

答（DX推進） 主要施策成果 109 ページの諸統計事業、国勢調査の部分でございますが、速報値 4 万 8,122 人というところでございますが、実際、これの正式な発表は、令和 8 年 9 月 29 日

が正式な発表になりますので、まだちょっと速報値というところで4万8,122という数字でございます。

答（監査委員事務局） 土地開発基金の意見書につきましては、決算審査意見書の49ページのとおりとなります。

答（財務） 112ページ、基金運用事業の利子についてですが、現在も入札を実施してまして、利率の一番高い金融機関に預けている状況ですので、引き続き、入札で利率の高い金融機関に預けてまいります。

問（13） 国調人口が4万8,122人で非常に私にとってはショックな人数なんですけど、この令和8年9月22日に確定って今話があったんですけど、これ速報値と確定値って大きく変わることはあるんですか、どうなんですか。これまであったんですか。これ変わることはあり得る、どうなんですか。

答（DX推進） 大きく変わることはないですが、ちょっと今回、この調査の後に少し国からの照会の中で重複している部分もあったりしましたので、実際、数字としては若干減るような形を想定しておりますが、正式な発表は9月の29日となります。

問（13） 土地開発公社って、こちらは監査は入らないんですかね。意見書がないもんですからどういう形なのかなと思っていて、全くこれについては外部監査とか監査的なものを、土地開発基金自体はあると思うんですけど、外部監査として高浜市の監査委員のほうはされないってことなんでしょうか。また、その理由も分かればお願いしたいんですけど。

委員長 後ほど御答弁願います。

答（11） 主要成果説明書の48ページ総務費の先ほどお話がありました、「CHIKUWA！（ちくわ）」の件ですけれども、答弁の中に、利用率が5%台という話がありました。

これは私から見ると、少し利用率が低いのではないか。もともとの導入は町内会の役員さんの負担軽減、そして加入促進、あるいは退会者防止等々に役立つのではないかということでこれを導入された経緯があったというような私の頭の中に残ってるわけですけども、この利用に当たってどういう説明をされたのか。今後、この利用率を上げることによって、どのような町内会に変化をもたらすのか、そんな説明がなされたのか、今後やろうとしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

答（総合政策） 委員おっしゃるとおり、5.91%ということで、非常に利用率が低いというところは御指摘いただいているとおりだと思います。

どういう説明をしてきたか、そしてどのような変化があったかというところです。

システムを導入するに当たって、各町内会のほうに職員等が出向いて、システムの内容だとか、使い方、そしてこういうふうにやるとうまく使えますよというような御説明等をずっとしてまいりました。昨年度もうまく使っていただいている町内会さんのほうに町内会・行政連絡会等を通じて、皆さんにそういった使い方の講座とかを披露していただきながら普及啓発に努めているところなんですけども、先ほど御答弁したとおり、なかなかデジタルデバイドの関係もあって、うまくこう広がっていないのが現状でございます。

おっしゃられるとおり、負担軽減だとか、紙の広報紙みたいなものがなくなっていくっていう中で、そういったデジタル化みたいなところで運用がかなりスムーズになっていく。また、町内会同士、会員同士の意見交換等もできるようなツールになりますので、そういったところが活発にできるような形でシステム自体を使っていくことによって、町内会の役員の負担軽減ももちろんですし、会員同士の交流を深めるというところがありますので、今後につきましてもできる限り今普及を一生懸命やっていたいただいている町内会さんを筆頭に広げていきたいなというふうに思っております。

問（９） ２款１項１３目の事業１の広域行政推進事業、76ページの広域行政推進事業なんですけれども、今、本市の財政状況も厳しくて、やっぱり単体の市でいろいろ行政をやっていくにはなかなか厳しい点も出てくると思うんです。そんな中で、この広域行政、今どうなってるのかなと思って、行政の事務の連携とか新たな広域連携は今どのように進んでいるのか、教えてください。

答（総合政策） 委員おっしゃられるとおり、やはり一つの自治体だけでなかなか難しいというところについては、やはり各市が手を取ってということで、非常に大事なところだと思います。

こちらのページに載っている広域行政圏につきましては、会議等を含めながら広域連携ができないかというのはいろんな模索をしているところでございますけども、なかなかそれ以上に踏み込んだというところがなかなかできてなくて、開始当初からそれ以上に踏み込んだ話進んでいるかっていうところから言われると、私もちょっと会議に出席して間もないところはありますけども、新しい話が出てるっていうところではあまりないのかなとは思っています。

ただ、市民の方、地域に住まわれてる方たちがそういったいろんな施設を、例えば広域で使えるだとか、そういった部分で利便性の向上、あとは医療の部分だとかそういった部分については、やはりこういったものがあることによって市民の方も安心して暮らせるという部分もあります

ので、今後も連携を模索しながら進めてまいりたいと思います。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、2款総務費についての質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時59分

再開 午後4時09分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

答（経済環境） 主要成果 66 ページの市民予算枠事業交付金のナチュラルスクールランチアクション高浜についての答弁でございます。

こちらにつきましては、市の担当グループといたしましては、随時、団体さんのほうから御相談があれば助言をするというようなスタンスで、特段事業の実施に直接関与しておるものではないでございます。

団体さんの事業、7年度としては学校給食への提供を見据えまして、給食での使用を想定した野菜づくりに取り組み、広い農地を借り、品種を絞ることで継続的な生産が可能になる体制を整えて、収穫された野菜については6年度に引き続き、グループホームに1回、こども食堂に10回の野菜の寄附をしておるところでございます。

費用といたしましては、借地料や苗や種などの購入の費用が主なものであるということでございます。

3款 民生費

委員長 質疑を許します。

問（8） 2点、お願いします。

主要施策成果説明書の117ページ、3款1項2目避難行動要支援者支援事業についてお伺い

たします。避難行動要支援者名簿の作成、昨年度の取組状況についてお聞かせください。

もう一点、154 ページ、3 款 1 項 18 目まぜこぜの居場所づくりに関する運営支援について伺いたいします。継続的な伴走支援、立ち上げ支援、ネットワークづくりを今後どのように進めていくのか、お聞かせください。

答（地域福祉） 昨年度の避難行動の名簿の取組でございますが、令和 6 年度と大きな変更点はなく、名簿の作成の依頼、御協力の依頼を地域のほうにお願いをさせていただいたりしたことがございます。ただ、地域の思いを把握するために、なるべく対話することに心がけてまいりまして、課題だとか、思いというのをそういうのを聞き取ってまいりました。

その結果が、令和 8 年度の主要新規事業にも計上しております、モデル地区の取組につながったものというふうに考えております。

答（共生推進） 今後の展開の部分ですが、この委託の実績を踏まえまして、居場所のニーズがあることが明らかとなってまいりましたので、数を増やしていかなければならないというふうに考えてございます。

そのためには、担い手の発掘や継続的な支援、伴走支援など継続的に取り組んでいくことが必要でございますが、伴走支援を実施いたしまして、居場所をやってみたいと思っている方も多数おられることから、そういったマッチング、例えばやりたい人と居場所をつなぐマッチングですとか、居場所同士をつなぐコーディネートみたいな機能をしっかりしていくことが、整備が必要というふうに考えておりまして、こちらにつきましても令和 8 年度当初予算で計上いたしました委託料におきまして、居場所をネットワーク化し、中間支援団体的機能を設けるべく「むすびえ」と連携し、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

問（14） それでは、主要成果説明書、131 ページ、4 障害者地域生活支援施設維持管理事業、45 万 4,056 円、「障がい者が地域で自立した生活ができるように、「おためし外泊」の体験や生活訓練が行われるとともに、交流の場として障がい者と地域の方々が相互理解を深めました」ということで書いてありますけれども、この施設の 45 万 4,056 円の事業の内容、それから課題があれば、お答えください。

答（介護障がい） この 45 万円の内訳でございますが、約 30 万円が光熱水費という形になります。それ以外のところでいきますと、例えば浄化槽の点検ですとか、あとは自動火災報知の保守点検といった設備の保守のところが残りのものというような大まかな内訳になります。

ただ、こちらの主要成果のほうにもありますが、利用がやっぱりちょっと低いというところで

ございます。こちらの主要成果にもありますように、障害のある方のための施設というところで今までやってはきたんですが、なかなかこのまま利用が伸びないというところも最近ではありますので、障害のある方以外の方でも、これは交流というのも目的にはなりますので、そういったところを広く何か活用していくというところで施設の有効活用というのも、市がそもそも管理をするのかということも含めまして、今後、幅広い活用ができるような検討をしてみたいと思っています。

問（５） ３点、伺います。

まず、主要施策成果説明書の 146 ページ、３款１項 10 目障害者医療費の（１）扶助費支給額ですが、人数に対して支払額が前年度より減少している理由をお聞かせください。

次に、主要・新規事業等の概要の 20、21 ページの No. 9、重層的支援体制整備事業、まぜこぜの居場所づくり実態調査等支援業務委託についてお伺いします。予算のほうでは周知方法についてお聞きしましたので、結果をどのように受け止めているのか、お聞かせください。

３点目に、主要施策成果説明書の 162 ページ、３款１項 27 目価格高騰重点支援給付金（非課税世帯・こども加算）支給事業ですが、それぞれの対象に対しての最終的な給付率を教えてください。

答（市民窓口） 主要成果 146 ページの障害者医療についてでございます。障害者医療は医療の幅が広いというふうに言われておりまして、ここで言われている受診件数と支給額が必ず比例するものではないということになります。障害者医療は高額となるケースもあるというふうに聞いておりますが、推測するに、昨年度と比較して、令和 7 年度は高額となるケースが少なかったのではないかと推測しております。

答（共生推進） まぜこぜの居場所づくり実態調査等支援業務委託についてお答えをさせていただきます。この事業の結果の受け止めというところでございますが、大きく事業 2 点ございまして、運営支援、居場所に対する伴走支援と、子ども・若者を対象とした居場所に関する実態調査ということでございます。

伴走支援事業の成果といたしましては、アンケート結果を通じまして、第三の居場所が欲しいが居場所がないよっという子が一定数いることが確認できました。そういったことから、居場所に対する潜在的なニーズを改めて確認をした次第でございます。

また、伴走支援を通じましては、課題の解決を促し、活動の継続や安定に資することができたものの、やはりこれを継続的なものにしていかなければならないというふうな課題が見えてまい

りました。

そうしたところから、先ほどの御答弁と一部重複いたしますが、8年度において、そういったコーディネーションをする機能を持つ中間支援団体的な機能を市内に構築するべく、現在、取り組んでいるところでございます。

答（地域福祉 主幹） 価格高騰重点支援給付金の給付率について説明させていただきます。

非課税世帯につきましては、7年度に繰り越した分だけで6.43%。6年度、7年度合わせて捉えますと94.71%。同じく、こども加算について7年度繰越分のみですと17.01%。6年度、7年度を合わせますと97.42%になります。

問（12） 5件、伺います。まず3件。

主要施策成果説明書122ページの権利擁護推進事業、福祉まるごとグループ相談で、令和7年度の相談件数全体として前年度より若干減少しておりますが、昨年度の決算質疑で特定の職員に負担が集中しないよう、まるごと相談グループだけでなく、各グループの担当者が支援に関わる体制づくりが課題であるという趣旨の答弁がありました。

令和7年度、この課題に対して具体的にどのような体制改善を行ったのか。また、その結果、職員間、グループ間の連携や負担の平準化にどのような変化があったのか、お聞かせください。

次に、140ページの地域医療介護総合確保基金事業について、高浜安立荘への補助金交付により、カメラセンサーを活用した見守りシステムが導入されておりますが、この導入後の効果や課題について、把握しているものがあれば、お聞かせください。

3つ目に142ページの生活困窮者自立支援事業、自立相談支援事業について、令和7年度はアウトリーチ支援員が前年度の1人から2人となっておりますが、この2人体制となったことで支援につながりにくかった人への支援にどのような効果があったのか。また、課題となったことがあれば、お聞かせください。

答（介護障がい） まず、地域医療介護総合確保基金事業の高浜安立荘への補助の関係なんですが、見守りセンサー、あとカメラの導入につきまして、効果でございます。

こちら24時間体制で居室の入居者の方の見守りをするというところでございますので、当然、職員の負担軽減というのがまず一つ大きな効果になります。

2つ目の効果といたしましては、こちら従来は職員さんが見回るというところで、例えば転倒している方、あとはちょっと容体の悪いような方っていうのは職員の見守りによって発見されておりました。ただ、こちらのセンサーを導入したことによりまして、見守りの巡回する前の段階

からセンサーで感知をするということになりますので、早い発見ができるようになったというところで、ケアの質の向上にもつながったというところがございます。課題は今のところ聞いてはおりません。

答（福祉まると相談） 権利擁護支援センターの運営に関しての質問にお答えさせていただきます。

権利擁護支援センターにつきましては、専属で職員2名が配置されております。その2名につきましては、各グループと常に連携を共にさせていただきまして、いきいき広場の中で重層的支援体制の一部としても機能しておりますので、各グループとしっかり連携しながら相談支援、または成年後見制度の利用促進に努めておりますので、件数的には過去から比べますと減っておりますが、やってることはほぼ変わっておりませんので特に大きな影響はないんですが、しっかり今言ったとおりの連携というところを大切にしながら進めておりますので、御理解いただきたいと思います。（後述訂正あり）

答（地域福祉） 主要施策成果説明書 142 ページの生活困窮者自立支援事業におけるアウトリーチの件についてお答えをさせていただきます。

委員御指摘のとおり、アウトリーチ支援員が1名増加したことによりまして、主要施策成果説明書の支援状況にもございますとおり、対前年比で倍以上の支援を行うことができました。ですので、それが人数が増えた一つの成果かなというふうに捉えているところでございます。

一方、課題といたしましては、件数自体は増えてはおりまして、アウトリーチ支援員による情報収集に努めているところではございますが、なかなかそういった方々っていうのは、ひきこもりだったり、なかなか家から外に出ることができない。それはすなわち、なかなか外部との関わりを取りにくい方が多くございます。ですので、そういった方々に対してどのようにアプローチをしていくかっていうのは継続的な課題として捉えておりますので、今後も継続的に支援を続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

問（12） あと残り2件についてですが、主要施策成果説明書 143 ページ、同じく、学習等支援事業「ステップ・ジュニア」について、実施回数が令和6年度と同じ106回ですが、この利用決定者数は17人から9人、参加延べ人数737人から229人へと大きく減少しています。令和7年度は運営体制も変更されていますが、定員や募集方法の変更、利用希望者の状況などを含め、この減少の要因についてお聞かせください。

あわせて、このステップ・ジュニア、これ小学4年生から6年生を対象としていますが、学習

面でのつまずきに早い段階から対応するという観点から、この対象を小学1年生から3年生まで広げる必要性について、令和7年度に検討したことあったのか、お聞かせください。

次に、183 ページの生活保護事業について、昨年度の決算質疑で、生活保護世帯の夏場の健康面についてはケースワーカーの訪問において確認するとの答弁がありましたが、この令和7年度の夏季にこのケースワーカーの訪問によって、冷房を十分に使用できていない場合や、あるいは体調への影響が懸念されるケース等を把握し、実際のこの支援につないだ事例があったのか。また、こうした状況の把握や支援を行う上で訪問体制などに課題はなかったのか、聞かせください。以上、お願いします。

答（地域福祉） それでは、まず主要施策成果説明書 143 ページの学習等支援事業、ステップ、並びにステップ・ジュニアについてお答えをさせていただきます。

実施体制が変わったのは委員御指摘のとおりでございますが、対象者等については一切変更しておりません。すなわち、御指摘のとおり、ステップ・ジュニアの利用決定者数が前年比で半分近くになっているというところは事実としてございます。

特に、その小学生が減ったというところが、我々としても原因をなかなかつかみ切れていないのが実情でございますが、学校、教育機関等とは、こういった事業のことにつきまして丁寧にコミュニケーションを取らせていただいております。その中で、学校サイドのほうから御紹介いただいたり、我々もそういったケースを確認できましたら御紹介をさせていただいてはおりますが、実態としてなかなかつながらなかったというところがございます。

その関連で、小1から小3についての枠を広げないのかというふうな御質問でございますが、こういった事情を踏まえると、小学生のニーズっていうところが少しどうなのかというところが見極め切れてない部分がございますので、そのあたりは今後も継続的に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

答（地域福祉 主幹） 生活保護世帯の冷房設備について説明申し上げます。

ケースワーカーの訪問活動による冷房設備の故障など、不足しているような実態は把握できておりません。

また、課題などについては、引き続き、訪問活動によって状況を把握しなければならないということ。また、必要な場合においては、貸付金などを利用して設備を導入していただくように支援してまいりたいと思っております。

答（福祉まると相談） 先ほど私ちょっと質問の意図を間違えておりまして、122 ページの福

祉まるごと相談の件数は減少したというところで訂正させていただきたいと思います。

一応、件数が減っている理由としましては、先ほどちょっとお話しましたが、重層的支援体制の整備の中で、やはり多職種連携、多機関連携というところを今進めております。その中で、相談先がはっきりと明確なところにつきましては何度もお話をお伺いしますと、相談者の方に御負担をおかけしてしまいますので、そのまま直接つなげるようなこともしております。そういったことから、福祉まるごと相談のほうで受ける件数というのは若干減ってきてるのかなというふうに分けております。

問（13） 116 ページの委託料、3 款 1 項 2 目の委託料のどこなんですけど、清掃委託、それから夜間・休日の管理業務委託。これらにつきまして、まず清掃委託のどこなんですけど、日常清掃は分かるんですけど、この定期清掃というのが具体的に何かよく分からないのと、それぞれ、これ多分随分かなと思うんですけど、市の積算は幾らだったのかについてお聞かせください。

それから、マシンスタジオの運営委託についても、同じく、市の積算がこれイコールだと思うんですけど、金額の根拠についてもお聞かせいただきたいのと、あと、マシンスタジオにつきましては、いわゆる利用の人数が減ってるってところで、どのような検証されてるのか。今、やっぱり民間でこうした施設すごく多くなってるんですけど、そのあたりが影響してると捉えてるのか、どうなのかっていうところと、マシンスタジオについてはこれだけではなくて、光熱水費についてはなかなか案分しないの一つだけの単独の施設なので難しいかと思うんですけど、いわゆるマシンのレンタル料とかもございますので、1 人当たり大体幾らぐらいかかっているのかについてお聞かせください。

それから、117 ページの 4 地域福祉活動応援事業、ボランティアひろばセンター運営事業費補助金、それから地域福祉活動事業費補助金。これそれぞれどちらに補助しているのかについてお聞かせください。

答（地域福祉） 主要施策成果説明書の 116 ページ、いきいき広場管理運営事業の委託料の清掃業務と夜間・休日の管理業務についてお答えをさせていただきます。

まず 1 点目の御質問として、清掃業務における定期清掃とは一体どのようなものかというところですが、例示を申し上げますと、ガラスの清掃ですとか、カーペットの特殊清掃などがございます。

続きまして、2 点目、それぞれの委託の市が考えてる、その設計した金額でございますが、清掃業務につきましては決算額と同額でございます。いきいき広場、夜間・土日の管理業務委託に

つきましては、もともと予定していましたのが 327 万 6,900 円でございますが、こちらの金額で入札、落札をされておりますが、その後、実際に勤務しなかった時間がございましたので、その分の時間数を減少した変更契約を経た後に、最終的な決算額として 310 万 7,707 円というふうな決算額となっているところでございます。

続けて、117 ページの上にあります地域福祉活動応援事業のボランティアひろばセンターと地域福祉活動事業費補助金の補助先でございますが、いずれも高浜市社会福祉協議会となっております。

答(健康推進) 主要成果の 116 ページのマシンスタジオ運営委託料、運営委託につきましては、まず金額の妥当性とか運営委託料につきましては、こちらは西三河五市の自治体が運営するトレーニングジムの状況を確認して、営業時間や委託料、受託業者などの調査を行っておりまして、その上で、本市の利用状況を確認して効率的なマシンスタジオとなるよう運営スタッフとも協議を行い、見積り内容の確認を行っております。

対前年度に比べて利用者の減少が大きいんですが、こちらまず 65 歳以上の利用者につきましては、ほぼ横ばいというか微増となっております。利用時間の変更に伴いまして、一般男性の減少が特に顕著で、対前年比で 65%ほど減少しております。全体人数の減少につきましては、一般人数のこの減少が大きな理由だと分析はしております。

あと、1 人当たりの利用者につきましてですが、こちら運営委託料に筋トレマシンなどの機器のリース料を加えて割り返しますと、1 人当たり 1,391 円となります。

問(13) この利用状況については多分延べの人数だと思ってますので、今、1 人当たりの 1,391 円については 1 人 1 回当たりっていうことでよかったのかなと思うんですけど、間違ってたら言ってくださいっていうことと、あとマシンスタジオ運営委託については、見積りを出して内容の確認ということだったと思うんですけど、今の御答弁でいくと。そうすると、見積りはここに出てくる委託金額イコールでよろしかったですかね、市の見積もりは。その確認をしたいと思えます。

それから、続けて、117 ページの避難行動要支援者支援事業で避難行動要支援者名簿の作成ということなんですけど、先ほどから話に出ている被災者生活再建支援システム、こちらとどのように連携を取っていかれるのか、どういった立ち位置になっているのかよく分からないので御説明をいただきたいなというのと、あと、その下の避難支援等関係者への協力依頼っていうことで、避難支援方法等について協議を行いましたっていうことで、ちょっと私もぱっとどういう方法っ

てというのがイメージが湧かないのと、どういうことについて協議をしたのかっていうことを教えていただきたいのと、あと、やはり名簿については、この間、一般質問とかで本人の同意を得た方について提供してるっていうような御説明があったかと思うんですけど、提供して、もちろんそういう方の名簿はやっぱり持ってないと避難所の運営でいろいろ分からないこともたくさんあるかなと思うんですけど、この名簿の提供先っていうことで、いわゆる名簿の保管っていうんですかね、何かそういったことについて要綱とか運用とか、そういった明文化されたものとかがあるのかどうか、そのあたりについて教えてください。

答（健康推進） マシンスタジオの運営委託料の御質問の中で、まず 1,391 円というのはおっしゃられている 1 人当たりの金額を割り返したものとなります。あと、内容の精査につきましては、請負業者のほうから提出された内容、見積書につきまして説明を聞いた中で、調整をして少しでも経費の削減となるような形で再提出されたものについての予算計上となります。

答（地域福祉） 主要施策成果説明書 147 ページの避難行動について、大きく分けて 2 点お答えをさせていただきます。

まず、先ほど来話に出てます被災者支援システムとの連携の部分でございますが、あちらのイメージ図にもございましたとおり、7 年度に導入したシステムにおいて、避難行動要支援者のシステムがそちらに包含される形のシステムが導入されましたので、私どもが単体で管理していた名簿につきましては、現在、そちらのシステムに移行の作業をしているところでございます。ですので、その支援システムの中で名簿の管理をさせていただくことを今後想定しておりますが、まだ作業中でございますので、具体的な活用までには至っておりません。

続きまして、協力依頼の部分につきましてでございますが、協議をとる具体的などういうことかというふうな御質問だったかと思います。先ほど来の岡田議員の答弁とも重なりますが、昨年度はそういった地域のほうになるべく足を運びまして、地域の方々がどのように思っているのか、この事業に対してどのようなことができるのかっていうところの率直な思いの意見交換ないし、できることだったらどういうことが望んでいるのかっていうふうなところの御相談ないし、お打合せをさせていただいたということをこの協議として含めているものでございます。その結果が令和 8 年度のモデルの事業につながったというふうに解釈をしていただければよろしいかと思います。

また、あわせて、最後、名簿の管理の部分についての明文化の有無についての御質問でございますが、こちらについては地域の方からも同じような声をいただいております、地域に預ける

のはいいが、どのように管理したらいいかっていうところで、やっぱり個人情報の点で不安があるよというふうな声はいただいております。

モデル事業の今実施を進めておりますが、その中でもそういった議論をしている最中でありまして、そういったモデルの地域の方々と管理方法について検討を加えまして、そういった声をほかの地区にも展開していけるように、現在、検討を進めているところでございますので、現時点では明文化しているものはございません。

問（13） 主要成果の127ページ、3款1項3目の自立支援医療費の、これも毎回聞いているこのじん臓の血液透析。こちらについて48名ということなんですけど、高豊で透析されてる方の人数、それから、その下の補装具費が、令和7年、これだけ扶助費が増えてるのに逆にこれ減ってるんですけど、そのあたりはどのように分析されているのかについてお聞かせください。

答（介護障がい） まず、透析の高浜豊田病院の受診者数は21名でございます。

次の自立支援給付の補装具費の減少についてですが、これはその年によって変わってきておりまして、例えば高額な補装具、車椅子の例えばオーダーメイドですとか、そういったものが1件でも来ると、本当に何十万という単位で増えてはきますので、これはちょっとこの分析というのがなかなか難しいところにはなります。ですので、その年の申請がどういった方かによって大きく金額が変わってくるような、そういった性質のものでございます。

問（13） 128ページの3款1項3目の2の地域支援事業、ちょっとこれいろいろ教えていただきたいんですけど、委託料のところ、障がい者地域生活総合支援業務委託。これちょっと内容をまず教えていただきたいなっていうところと、あと、相談支援業務委託っていうところで昭徳会さんに委託をされてるんですけど、この委託の理由についても教えてください。

答（介護障がい） この128ページの委託料の2点につきましてですが、まず1点目の障がい者地域生活総合支援業務委託、この2つともそうなんですけど、いわゆる障害の相談員さんの事業の委託になります。社会福祉協議会のほうが相談支援事業としては規模が大きくなっておりまして、このような金額にはなります。令和7年度末の事業ですと、相談員さんは10名体制でやっている形でございます。

その下の相談支援業務委託、これは昭徳会になります。内容は同じで、障害のある方の相談支援事業というところで、こちらにつきましても3名体制で年度末現在、やっけていただいております。

問（13） 132ページの障害者福祉タクシー料金助成事業についてお伺いしたいんですけど、こ

れを読むと、結局、タクシーを利用した場合の基本料金及びお迎え料金を助成するということは、基本料金以外については実費でお支払いいただくことになるのかなと思うんですけど、これ利用できるタクシー会社って限定されてるのかどうかについてお伺いしたいのと、あと、タクシー券をお渡ししてるかなと思うんですけど、こういった形で精算をされてるのかについてということと、あと、チョイソコとかだと結構厳しくって、ってのはいろいろ御自分の 65 歳以上ですよとか、住所とか名前とかいろいろ提出しなきゃいけないんですけど、こういった形でお渡ししてるのかについてということをお聞かせください。

答（介護障がい） 132 ページのタクシー料金助成事業でございます。

委員言われるように、基本料金及びお迎え料金の助成になりますので、それ以降のものは実費での負担になります。

タクシー会社につきましては、そういったタクシー券を使つての事業になりますので、どのタクシー会社でも使えるわけではなくて、うちに登録をしていただく必要がございます。なので、登録していただいたタクシー会社さんが使えるというような中身でございます。

その確認につきましては、登録の際に説明はさせていただくんですが、タクシー券とその方の手帳を運転手さんに提示をしてもらって、そこで確認をするというような流れでございます。

精算につきましては、そこでもらったタクシー券と請求書を月ごとに各タクシー会社からうちが頂いて、お支払いをするというような流れでございます。

問（13） 133 ページの配食サービスについてお伺いしたいんですけど、令和 7 年度は配食サービスをやっていただける事業所については増えているか、減っているか、そのあたりの確認と、あと、下の民間賃貸住宅家賃助成、こちらって何か収入制限とかそういったものがあるんでしょうか。教えてください。

答（福祉まると相談） 133 ページ、配食サービスにつきまして、協力店舗は 3 店舗で変更はありません。

続きまして、民間賃貸住宅家賃助成の所得制限等があるのかという御質問だと思うんですが、こちらにつきましては、ほかに対象条件としましては、市内に 1 年以上居住されている方で、建て替え、または取壊しによって明渡しを求められている 65 歳以上の単身高齢者、または 65 歳以上の方を含む 60 歳以上の方だけで構成されている世帯で、今御質問の世帯月収につきましては 21 万 4,000 円以下の生活保護を受けていない方というふうで対象のほうとなっております。

問(13) 21万4,000円、多分これ月額でいいんですよね。ちょっとそこが分からなかったのと、あと配食サービスなんですけど、今3店舗って言われて、ちょっと近隣自治体に比べると少ないのかなと思うんですけど、増やせないのか、特に増やす予定がないのか、そのあたりのお考えについても併せてお聞かせください。

それから、135ページの老人憩の家等管理運営事業についてお伺いしたいんですけど、結局、これを見てると、これまで耐震のないところ中止しなかったよね、これまでも聞いているんですけど、7年度についても再度お聞きしたいのと、あと、高浜老人ふれあいの家の空調改修工事 330万円。この空調設備の撤去、それから新たに電気空調の設備、どのような内容なのか。何台、1台だとちょっと高いなと思いますし、この広さについても併せてお聞かせいただきたいと思います。

答(福祉まると相談) 配食サービスの3店舗ということで、今増えない、増やすことはできないかという御質問なんですけど、条件がいろいろやはりありまして、うちの場合ですと手渡しが原則とか、あと再配達をしていただくとか、そういった条件をつけさせていただくと、どうしてもその条件と合致するところがなかなか出てこないというところもありまして、今現在3店舗というふうになってますが、増やしていきたいという思いはございます。

あと、家賃助成の21万4,000円のことなんですけど、こちらは月収21万4,000円以下というふうに示されておりまして、これは公的年金のみの収入で例えますと、大体376万ぐらいが目安となっております。年収です。

答(健康推進) 主要成果135ページの老人憩の家等管理運営事業の中で、まず1点目で、老人憩の家、耐震性が確認できてないものを使い続ける理由ということをお聞かせしましたが、こちらにつきましては全ての老人憩の家につきましては建築後相当の年数がたっておりますので、耐震補強する予定は現時点ではございません。

ただ、耐震基準に満たないと判明した建物については、直ちに使用を中止して、今後も機能移転を終えた施設等につきましては、順次、取壊しを行っていく予定でありますので、利用者の皆様方には、現在もですが、お試しでほかの施設、公共施設を利用していただくようお願いをしているところであります。

次に、老人ふれあいの家の空調設備改修工事の内容についての説明ですが、まずこちらは、ふれあいの家、老朽化したガスエアコンがございまして、保守契約の更新が断られまして改修には多額の費用が必要とされたことから、そのランニングコストや環境負荷の面を考慮して、電気エ

アコンを取り替える工事を行っております。敷地の面積としては、延べ床面積で 163 平米で、設置台数は 6 台になります。

問(13) 主要成果の 136 ページの全世代楽習館の工事請負費、全世代楽習館の解体工事費の 2,577 万 9,600 円についてお伺いします。

これ結局、坪単価幾らで解体されたのかっていうことと、今、工作物が一部残ったままになっているのでその理由と、当初からこれ取り壊さない予定だったのかっていうところと、あと跡地活用についてもお伺いしたいですし、ほかにも利用してないところが、例えば農業センターとかあるんだけど、楽習館、これ取り壊す理由になったところについても併せてお聞かせください。

答（健康推進） 主要成果 136 ページの全世代楽習館解体工事につきまして、坪単価の解体工事費になりますが、こちらは決算でいくと 47 万 3,000 円になります。

解体工事におきまして、一部階段とか残されておるといようなことについての御質問だと思いますが、全世代楽習館の敷地自体が 527 平米ございます。この広い敷地を一個人で購入することは、なかなかいないということを教えていただいたりとか、協議をしてる中で出てまいりまして、実際に業者が購入後、分筆区画して売却することが多いというところがまず一点。あと、敷地が非常に高低差が大きいところで、撤去することによって土砂が道路に流れてしまって近隣の方に影響を与えるおそれがあるというところから、一部残地をさせていただいております。

あと、全世代楽習館の跡地活用につきましては、市として活用する予定はございません。売却、賃貸する方向で考えているため、用地の測量も行っております。

答（財務） 跡地活用のところは普通財産で、財務グループが動いてる部分がございます、今年度に入りまして、市内の不動産業者いくつか参考までにお聞きしましたが、購入意思があるところはなかったということで、今の時期がよくないのかなというふうで、引き続き、売却の可能性を探っていきたいなと思っております。

問(13) 同じく、136 ページのこの宅老所じい&ばあんの残置物撤去工事。こちらの工事費 225 万 5,000 円、これ発生した理由、内容についてもお聞かせください。

答（健康推進） 主要成果 136 ページの宅老所じい&ばあんの残置物撤去工事。こちらにつきましては、宅老所じい&ばあんにつきましては、機能移転、活動拠点の変更に伴いまして、借地の物件でありました旧施設内に残されました家具や備品、生活用具などの残置物を整理、搬出するとともに、搬出後の施設内を清掃する作業を行って、地主さんのほうにお返ししたという内容になります。

問（13） 主要成果説明書の142ページの生活困窮者自立支援事業の自立相談支援事業なんですけど、これが主任相談支援員さん1人、それから相談支援員さん2人、家計相談支援員の方が1人に、アウトリーチの方がお二人で、就労支援員の方は会計年度任用職員なんですよ。ただほかのところが委託ってなってるんですけど、この委託をする理由と、これ委託っていうのがちょっとなかなかお一人でっていうところになると、委託事業っていうのがあんまりピンとこないんですけど、これどちらに委託をされているのか、教えてください。

それから、143ページの先ほどから話があるステップとステップ・ジュニアなんですけど、こちらが委託業者が変わったかなっていうところで、これまでも随契でって言ってたんですけど、変えることができるんだったら随契の理由はないんじゃないかと思うんですけど、前の業者がもうやらなくなっちゃったのか、どういうことなのか。契約内容についてもお聞かせください。

答（地域福祉） 主要施策成果説明書142ページの自立相談支援事業についてまずお答えをさせていただきます。

こちら委託先は高浜市社会福祉協議会となっておりまして、委員お話ございましたが、社会福祉協議会において、主任相談支援員ですとか、相談支援員といった家計相談員、アウトリーチ支援員を雇用していただいて、総勢7名体制で自立相談支援業務を行っていただいているところでございます。

また、2点目、ステップの部分につきましては、委託先が変わったというところでございますが、こちらの令和7年度から受けていただきましたNPO法人「ちえの森」につきましては、もとのアスクネットっていうNPOさんに委託をずっと長年してきたわけですが、こちらの職員さんが高浜市内に立ち上げた新たなNPOでございまして、学習支援に引き続きアスクネットの方々にも関わっていただいている、ですので子供たちとの関係性が引き続き担保された状態でこの業務を委託をしているわけですので、アスクネット時代に引き続き、随意契約とさせていただいているところでございます。

問（13） 先ほどの支援員さんとかの7名体制という話なんですけど、この方たちって正規でやっていただいているんですかね。お一人のこの就労支援員の方は直営で会計年度任用職員なんですけど、やはりこういう人たちって本当に今どこも人手不足ですし、非常に重要な役割を担っていると思うと、委託じゃなくて、できれば直営とかで雇用していただきたいと思うんですけど、そのあたりのお考えと、それから、今のアスクネットさんの話なんですけど、アスクネットさん自体は残ってるんですかね。残ってるのであれば、これ今回の随契が地方自治法167条の2の第1項

の何号になるのかなっていうのが分からないので、今の理由だとちょっと随契難しいかなと思うのでそこを教えていただきたいのと、あわせて、144 ページの窓口通訳等業務委託。これ外国籍の方の生活困窮相談の通訳を実施することで、これいきいき広場にお見えになれる方なのかなと思うんですけど、その確認と、あと言語については、どの言語で対応できるのか、教えてください。

答（地域福祉） まず1点目、自立相談支援事業における相談支援業務の委託先の職員が正規なのか、非正規なのかというところですが、一部の職員を除いて正規職員があてがわれております。一部の職員というのは働き方に正規を好まない方が含まれておりますので、その方以外は正規職員が配属されてるというふうに伺っております。

また、直営にしないのかというところで、こちらにつきましてはこれほどの体制を市のほうでなかなか雇用することができるのかどうかという点もございます。ただ、直営でやってる自治体さんは確かにはございますので、情報収集には努めてまいりたいと考えております。

また、続きまして、ステップにつきましては随契の施行例の何号かということですが、2号理由とさせていただいておるところでございます。あと、あわせまして、通訳のお話いただいておりますが、通訳につきましては、現在、ポルトガル語とベトナム語の2か国の通訳さん委託をしておりますが、ポルトガル語の方につきましては英語も話すことができますので、おおむね3か国語に対応させていただいているという認識でございます。

委員長 3款の審議の途中でございますが、ここで質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。審査の途中ですが、本日の審査はこれをもって打ち切りとして、明日17日、午前10時より再開いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、本日の審査はこれをもって打ち切り、明日17日、午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

委員長挨拶

散会 午後4時59分